

# 富士市 子ども・若者育成支援計画

子ども・若者は社会の礎  
【平成27年度～平成32年度】



平成27年3月  
富士市



## は じ め に

少子高齢化や核家族化の進展、人間関係の希薄化など、社会環境の急激な変化とともに、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、高度情報化社会の進展により、「いつでも・どこでも・何でも・誰とでも」ネットワークにつながることが可能となり、生活の利便性を享受することができるようになる一方で、インターネットを介した事件や犯罪などに巻き込まれる子ども・若者の問題が深刻になっています。

さらに、雇用形態の多様化に伴う非正規雇用者の増大や貧困率の上昇などは、子ども・若者が将来に対し不安を抱く大きな要因となっています。

このような中、すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

この法律では、教育・福祉・保健・医療・雇用などそれぞれの機関が専門性を生かし、社会生活に不安を抱える子ども・若者だけでなく、その家族の方々に対しても、個別の事情に応じたきめ細やかな支援を行っていくこととされています。

そこで、本市においても、すべての子ども・若者が健やかに成長し、心豊かに自立した生活を営むことのできる地域社会を実現するため、「富士に暮らす子ども・若者が夢を抱いて健やかに育ち、すべての人がそれを支え合う地域社会の実現」を基本理念とする「富士市子ども・若者育成支援計画」を策定しました。

この計画は、「子ども・若者の健やかな成長と自立」、「子ども・若者と共に育ち合う地域(まち)づくりの推進」、「困難を抱える子ども・若者やその家族への支援」を3つの柱とし、すべての子ども・若者を対象にしています。

特に、社会生活に不安を抱える若者やその家族への支援といったしまして、本年4月にオープンする「富士市教育プラザ」内に相談窓口を開設し、支援体制を整備し、充実を図ってまいります。

今後、この計画に基づき、市全体で子どもや若者の育成・支援に取り組み、施策を総合的かつ効果的に推進してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成27年3月

富士市長 小長井 義正

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 対象者と計画期間の設定について	1
(1) 対象者	
(2) 計画期間	
3 当該計画の位置づけ	2
(1) 国ビジョン・県プランとの整合	
(2) 本計画の位置づけ、他計画との連携	
4 基本理念	4
5 計画の体系	6
<b>第2章 子ども・若者を取り巻く現状と課題</b>	
1 現在の子ども・若者について	8
(1) 子ども・若者の人口の減少	
(2) 子どもの体験活動の減少	
(3) 子ども・若者の生活習慣	
(4) 小中学生の規範意識等	
(5) 若者の貧困化	
(6) 若者の就労環境の悪化	
(7) 若者の社会参加への意欲	
2 子ども・若者と地域について	15
(1) 異年齢とのコミュニケーションの減少	
(2) 青少年健全育成団体の状況	
(3) 少年非行の状況	
3 困難を抱える子ども・若者について	20
(1) ニート	
(2) ひきこもり	
(3) 不登校の状況と中途退学	
(4) 児童虐待	
<b>第3章 子ども・若者施策の展開</b>	
1 子ども・若者の健やかな成長と自立	25
(1) 子ども・若者の自己形成への支援	
(2) 社会の変化に対応できる力	
(3) 子ども・若者の自立を育む多様な交流	
(4) 若者の職業的自立と就労支援	
2 子ども・若者と共に育ち合う地域（まち）づくりの推進	30
(1) 家庭の教育力の向上	
(2) 地域の教育力の向上	
(3) 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化	
3 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	33
(1) 支援ネットワークの形成	
(2) 相談体制の充実	
(3) 困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援	

## 第4章 計画の推進

1 推進体制	37
(1) 富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会	
(2) 富士市青少年問題協議会等との連携	
(3) 市民団体等との連携	
2 進行管理	37
3 指標	37

## 資料編

1 策定の経過	39
2 富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会	40
3 富士市子ども・若者支援協議会	42
4 関係協議会等委員名簿	45
5 子ども・若者育成支援推進法	47
6 第42回富士市世論調査結果	53
7 用語解説	77

◆本文中、◇印のついた用語



## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景と趣旨

次代を担う子ども・若者が、将来に夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに自立した生活を営むことは、私たちすべての人の共通の願いです。

これまで、多くの子ども・若者は、スポーツや文化、自然体験などの各種活動に参加し、発達段階に応じた様々な体験をし、社会性を育んできました。しかしながら、近年、少子高齢化や核家族化の進展、本格的な高度情報化時代の到来などの社会経済環境がめまぐるしく変化しています。「ユビキタス社会<sup>△</sup>」の到来は、その象徴であり、「いつでも・どこでも・何でも・誰でも」簡単に携帯情報端末等を通してインターネット環境にアクセスし、欲しい情報を手に入れることができるようになりました。しかし、その弊害も指摘され、それを利用した悪質な犯罪も増加しています。

また、人間関係が苦手などの理由により、非行や不登校<sup>△</sup>、ニート<sup>△</sup>やひきこもり<sup>△</sup>など、社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者も増えつつあり、社会問題化していることが指摘されています。

このような背景の中、すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法<sup>△</sup>(以下、「法」という。)」が施行されました。同年7月には国の大綱である「子ども・若者ビジョン(以下、「国ビジョン」という。)」が、平成26年3月には、県の「第2期“ふじのくに”子ども・若者プラン」(以下、「県プラン」という。)が策定されました。本市においても、すべての子ども・若者が健やかに成長し、心豊かに自立した生活を営むことができる地域社会を実現するため、この度、「富士市子ども・若者育成支援計画」を策定しました。

本計画では、本市の子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて、一層の支援を行うことを目指し、子ども・若者を社会の一員として尊重し、社会教育の視点のみならず、多角的な視点から、次代を担う子ども・若者の育成や支援を行うこととしています。

特に、社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える子ども・若者とその家族を支援するために、市は基礎自治体として、国や県の関係機関や市内外の専門機関のネットワークと広く連携し、今まで以上に多角的な面から支援することができるような体制を整備することを定めています。

### 2 対象者と計画期間の設定について

#### (1) 対象者

本計画の対象者は、0歳からおおむね30歳未満の者とします。ただし、ニート対策等、施策の内容によっては、ポスト青年期の40歳未満の者も対象とします。

なお、本計画では、「子ども・若者育成支援推進法」にならい、従来の「青少年」に代えて「子ども・若者」という用語を基本的に使用しますが、対象者の呼称・年齢区分は、法令等により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語を併用することとします。

### 〔子ども・若者の定義〕

「子ども」：乳幼児期、学童期及び思春期の者  
「若者」：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト  
青年期も対象とする  
(国の「子ども・若者ビジョン」による定義)

### (2) 計画期間

本計画の期間は、第五次富士市総合計画との連携・整合性を図るため、平成27(2015)年度から平成32(2020)年度までの6年間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、迅速かつ柔軟に施策の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

## 3 当該計画の位置づけ

### (1) 国ビジョン・県プランとの整合

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づき、本市の「子ども・若者育成支援についての計画」として策定しています。策定にあたっては、国ビジョン及び県プランを勘案しています。

### 《子ども・若者育成支援推進法第9条第2項》

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

## ■ (国の計画) 子ども・若者育成支援推進大綱 (平成22年7月)

### 5つの理念

- ① 子ども・若者の最善の利益を尊重
- ② 子ども・若者は、大人とともに生きるパートナー
- ③ 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- ④ 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- ⑤ 大人社会の在り方の見直し

### 3つの重点課題

- ① 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- ② 困難を抱える子ども・若者やその家族を支援する取組
- ③ 地域における多様な担い手の育成

**■（静岡県の計画）“ふじのくに”子ども・若者プラン（第2期）（平成26年3月）****4つの柱**

- ① すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援
- ② ニート・ひきこもり・不登校等の困難を抱える子ども・若者やその家族への支援
- ③ 子ども・若者と共に育ち合う地域づくりの推進
- ④ 推進体制の整備・充実

**（2）本計画の位置づけ、他計画との連携**

本市の「第五次富士市総合計画」（平成23年3月策定）の基本方針及び「富士市教育振興基本計画<sup>△</sup>」（平成23年3月策定）に示された基本理念等の考え方を具現化していくための部門別計画と位置づけ、すべての子ども・若者の育成支援に関する基本的な方針や計画の体系、進むべき施策の方向性を示します。

また、子ども・若者の育成支援にあたっては、教育、福祉、保健、医療、雇用など、多様な分野の連携が必要となるため、「ふじし障害者プラン」、「富士市地域福祉計画」、「富士市子ども・子育て支援事業計画」、「富士市スポーツ振興計画」など、他の分野別の計画と整合を図り相互に連携し、その各分野別計画における取り組みを推進していきます。

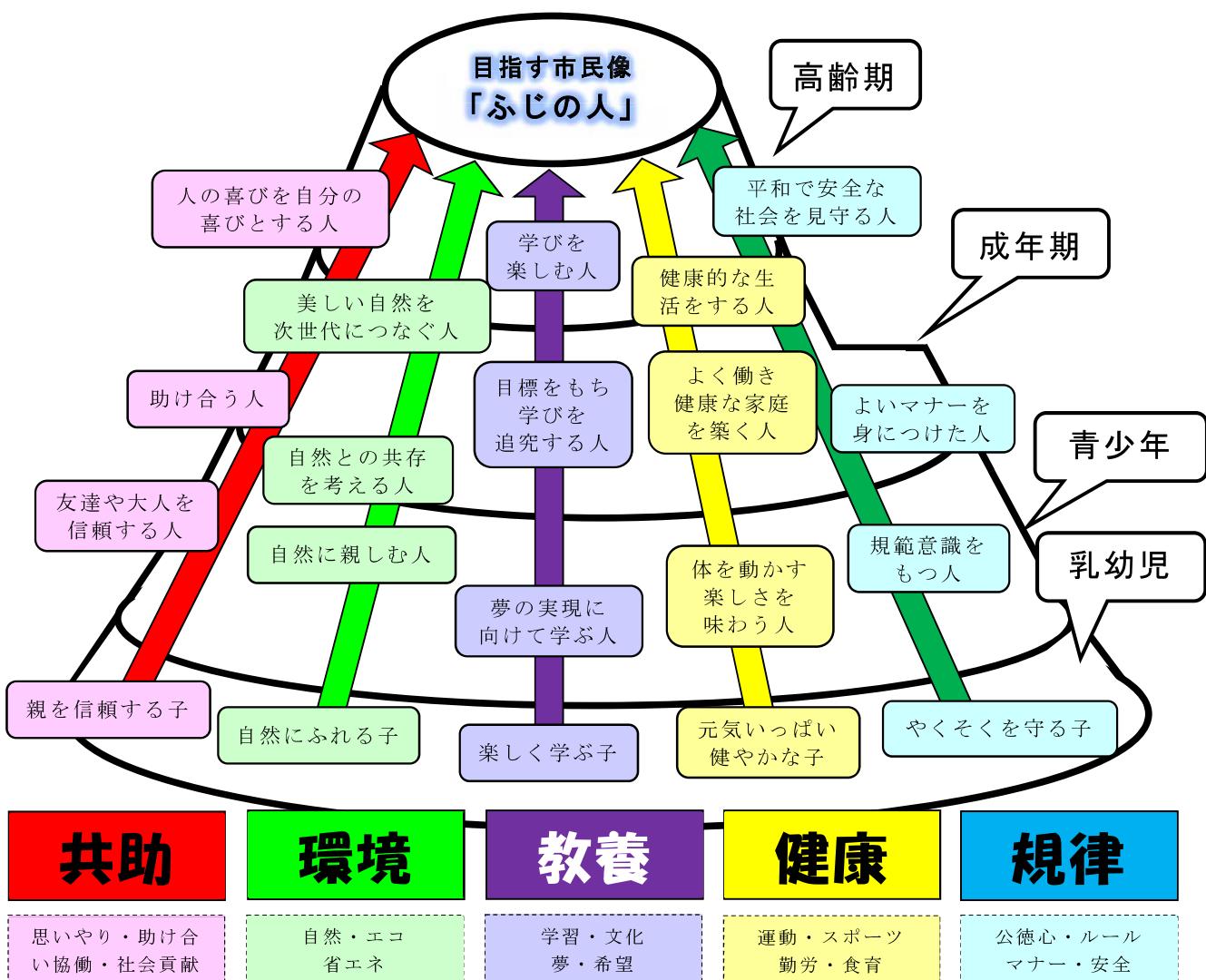
#### 4 基本理念

「第五次富士市総合基本計画」では、目指す都市像を「富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじ」と定めております。そして「富士市教育振興基本計画」では、市民憲章の精神を生かして、「ふじの教育」が目指す市民像を「ふじの人」として描いています。

##### ＜目指す市民像「ふじの人」＞

1. 富士山のように 広く「共助」の心をもった人
1. 富士山のように 美しく「環境」を大切にする人
1. 富士山のように 高く「教養」を備えた人
1. 富士山のように たくましく「健康」な人
1. 富士山のように 強く正しく「規律」をもつ人

##### ■富士市教育振興基本計画概念図



これらを踏まえ、本市に暮らす子ども・若者が、自分の夢や未来に希望をもって生き生きと生活できるための環境を整えるとともに、困難を抱える子ども・若者の状況に応じた適切な支援を行っていきます。また、すべての子ども・若者が健やかに育まれ、自立した大人に成長し、次世代を育む「好循環の地域社会」の実現を目指し、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

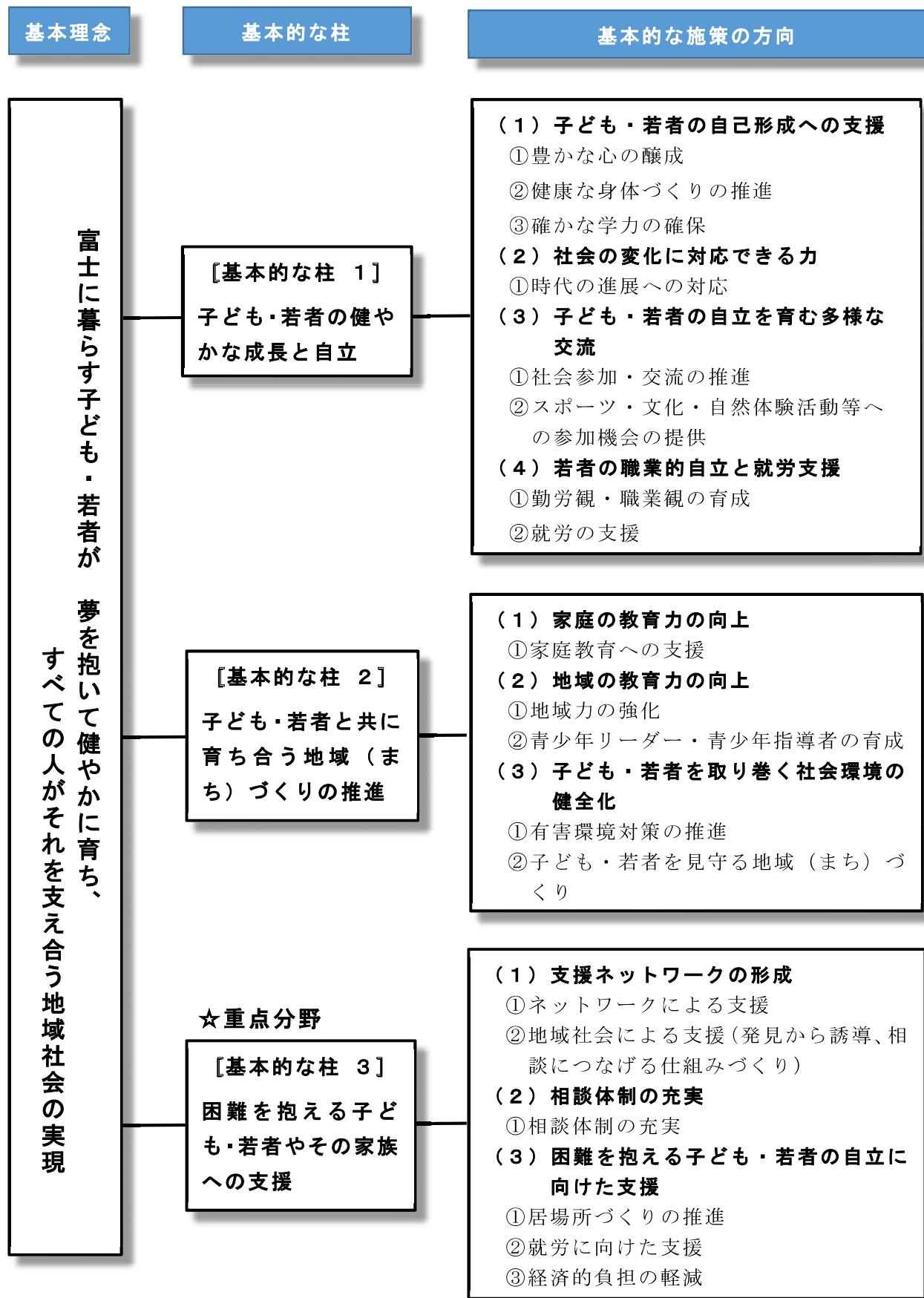
### ☆基本理念☆

「富士に暮らす子ども・若者が　夢を抱いて健やかに育ち、  
すべての人がそれを支え合う地域社会の実現」



ふじかわっこ！遊び塾（集合写真、餅つき大会）

## 5 計画の体系



※ 3つの「基本的な柱」のうち、特に「基本的な柱3」を重点分野として取り組んでいく。

## <基本的な柱（内容）>

### [基本的な柱 1]

#### 子ども・若者の健やかな成長と自立

子ども・若者が成長・発達し、社会の一員として自立していくためには、豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成及び定着化、確かな学力や体力の向上など自立に向けた基礎づくりを支援することが必要です。

また、生活体験や自然体験、スポーツ体験などの体験活動は、他者との交流を積み重ねることで社会性を築き、自立した個人に必要な知識や能力、リーダーシップなどを育みます。

このため、子ども・若者の成長に関わる分野が、それぞれの特徴を生かしながら、発達段階に応じた取り組みをさまざまな機会を捉え実施していきます。

また、社会参加や社会貢献活動への参加を支援するとともに、勤労観や職業観を育む取り組みを推進します。

### [基本的な柱 2]

#### 子ども・若者と共に育ち合う地域（まち）づくりの推進

子ども・若者の育成支援は、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが大切です。特に、地域における人と人のつながりの希薄化や弱体化が指摘されていることから、「新しい公共<sup>△</sup>」の考え方を取り入れながら、家庭や地域の機能を補完する活動を支援していきます。

このため、官民の取り組みにおいて、それぞれの特徴・得意分野を生かしつつ、組織を越えた横断的な連携が必要であり、地域の潜在力を含めて活用していきます。

また、子ども・若者が社会を生き生きと主体的に生きていくための環境を整備するために、有害環境から子ども・若者を守る環境づくりを地域社会全体で進めています。

### [基本的な柱 3]

#### 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難や、障害、虐待を始めとする犯罪被害など、困難にはさまざまなケースがあり、その困難に対して特別な支援が必要な子ども・若者がいます。そのような子ども・若者が抱える問題は、教育、福祉、保健、医療、就労などに関する問題が複雑に絡み合っていることが多いことから、単一機関だけの支援ではなく継続的、包括的な支援が求められています。

このため、関係機関で組織する富士市子ども・若者支援協議会の活用や相談窓口の新たな整備、さらには早期の発見から誘導、相談につなげる仕組みづくりを進めるなど、子ども・若者とその家族の状況に応じた総合的な支援体制の充実に取り組みます。

## 第2章 子ども・若者を取り巻く現状と課題

社会経済環境が大きく変化する中、子ども・若者を取り巻く環境も大きく変わってきています。

現在の世相を反映した、子ども・若者に関するデータには、さまざまな視点からのアプローチがありますが、本計画書では、その一部を取り上げることとします。

### 1 現在の子ども・若者について

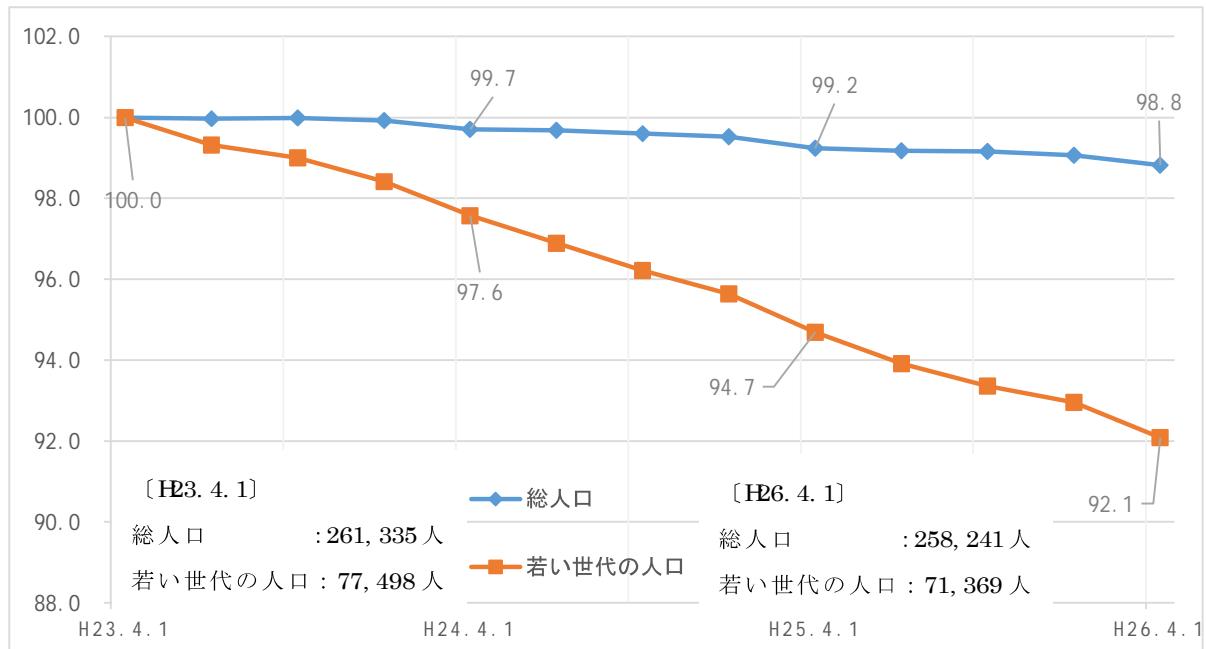
#### (1) 子ども・若者の人口の減少

わが国の人口は、平成20年12月頃をピークに徐々に減り続け、人口全体に占める子ども・若者の人口が特に減少しているなど、日本の将来に不安を残しています。

本市においても同様な傾向があり、平成21年12月にピークを向かえた人口は、それ以降、減少に転じています。「若い世代」(15~39歳)については、本市全体の人口減少率に比べ、減少率が大きいため、雇用対策や労働環境、福祉施策など、総体的なまちの魅力の創出など、効果的な対策が求められています。【図-1】

さらに、高齢化社会の進展により、地域コミュニティーにおける「若い世代」への期待も大きく、青少年期からの積極的な社会参加を促す必要があります。

◆[図-1]富士市の総人口と若い世代（15~39歳）の人口指標の推移（平成23年4月1日=100）



資料：富士市住民基本台帳

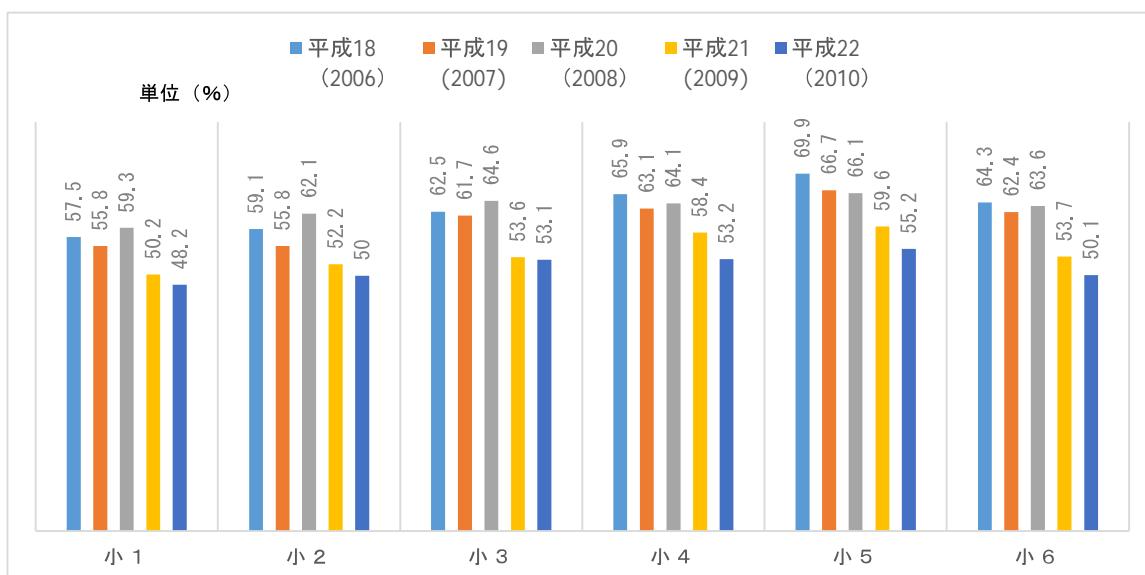
## (2) 子どもの体験活動の減少

近年、インターネット、電子ゲーム機器等の普及により、子どもが室内で過ごしたり、塾通いや習いごとなどが増えたりするなど、友だちや異年齢の子どもが一緒になって外で遊ぶ時間が減り、子どもを取り巻く「遊び」の環境が変わってきています。

また、近年、子どもの体験活動の場や機会が減少しており、自然体験活動についてみると、学校以外の公的機関や民間団体が行う自然体験活動への小学生の参加率は、どの学年もおおむね低下傾向にあります。【図－2】

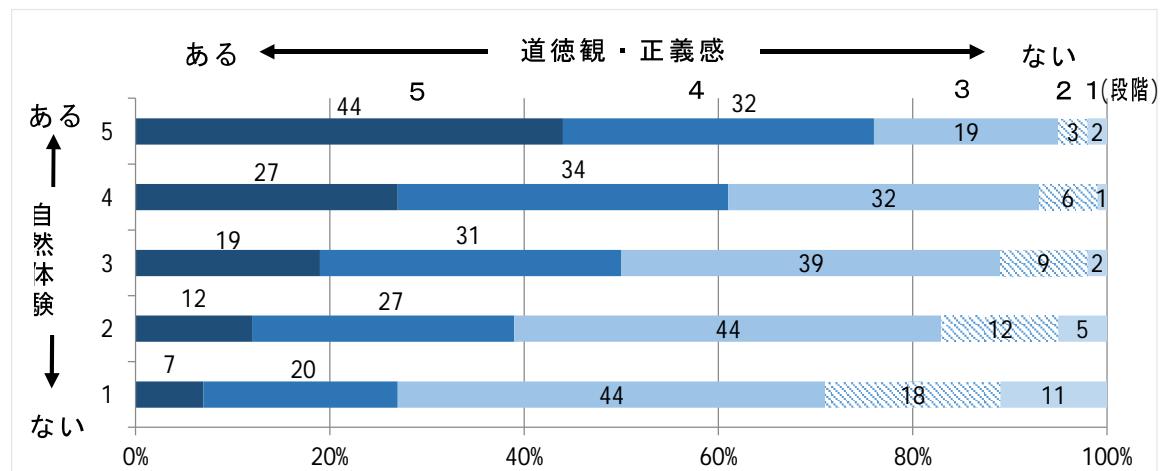
道徳観・正義感を育むためには、青少年期における自然体験が必要不可欠であり、自然体験が効果的であることから、青少年期におけるさまざまなステージにおいて、多様な自然体験活動の機会の提供が求められています。【図－3】

### ◆[図－2]自然体験活動の参加



資料：(独)国立青少年教育振興機構（2011）「青少年の体験活動等と自立に関する調査」

### ◆[図－3]自然体験と道徳観・正義感の関係



資料：「青少年の自然体験活動等に関する実態調査」報告書平成17年度調査

※「自然体験」と「道徳観・正義感」に関する質問への回答を得点化し、各々の子どもの得点を5段階に区分した上で、両得点をクロス集計している。

## (3) 子ども・若者の生活習慣

子ども・若者を取り巻く生活環境は、社会全体の社会規範やモラルなどと密接な関係にあり、現在、非常に厳しいものがあります。

近年は、情報化社会が進展し、高度情報化社会と言われる時代に入りました。インターネットに頼り、また、携帯電話もコミュニケーションに欠かせないツールの一つになりました。

しかしながら、インターネットにのめり込み、勉強に集中できない、あるいは睡眠不足になることもあるといった状況も指摘されています。さらには、インターネットや携帯電話の不適切な利用による出会い系サイトの閲覧や危険ドラッグの入手など、携帯情報端末を入口とした子ども・若者が犯罪や事故に巻き込まれる機会も増えてきました。

今後、子ども・若者が犯罪に巻き込まれることのないよう、インターネットや携帯電話を正しく使うための情報教育を行うとともに、正しい生活習慣を身につけるよう、家庭はもとより社会全体で取り組む必要があります。

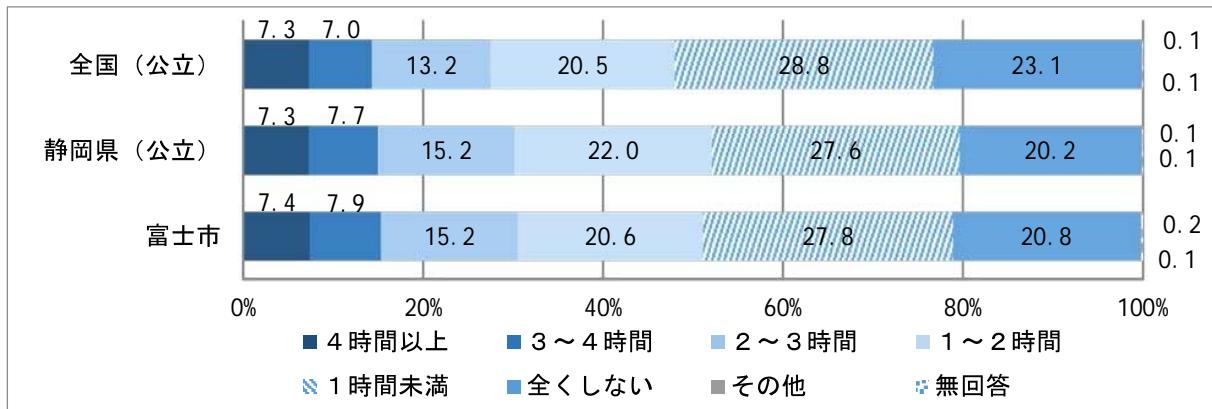
■[表ー1]小中学生の生活習慣

単位：%

質問事項	区分	小学校 (6年生)	中学校 (3年生)
朝食を毎日食べていますか 数値は「食べている」「どちらかと言えば食べている」の計	富士市	96.4	93.6
	静岡県	97.0	95.0
	全国	96.3	93.8
普段（月～金曜日）何時ごろに起きますか ※7時前に起床する割合	富士市	97.8	92.8
	静岡県	96.2	87.6
	全国	80.0	71.2
普段（月～金曜日）何時ごろに寝ますか ※小6は10時前、中3は11時前に就寝する割合	富士市	65.7	36.5
	静岡県	61.8	37.3
	全国	47.1	33.9
普段（月～金曜日）、1日にどのくらいの時間、睡眠をとることが最も多いですか ※小6は8時間以上、中3は7時間以上の割合	富士市	77.9	52.8
	静岡県	79.1	58.4
	全国	74.5	60.6
家の人と普段（月～金曜日）、夕食と一緒に食べていますか ※数値は「食べている」「どちらかと言えば食べている」の計	富士市	90.5	84.8
	静岡県	89.4	84.1
	全国	89.0	82.8
普段（月～金曜日）、1日あたりどのくらいの時間、テレビゲームをしますか ※1時間未満の割合	富士市	45.5	48.6
	静岡県	43.5	47.8
	全国	46.9	51.9

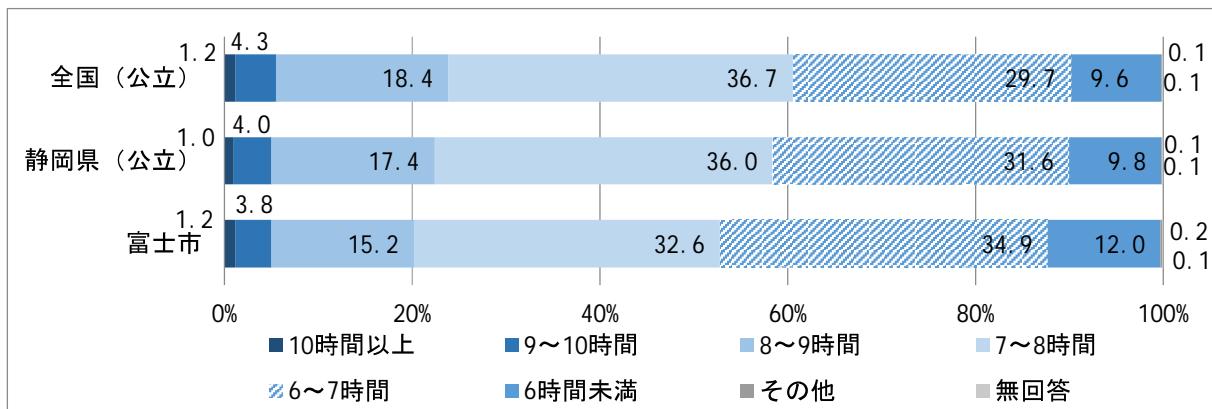
資料：文部科学省平成25年度「全国学力・学習状況調査」小学校6年、中学校3年生抽出調査

## ◆[図-4]中学生の普段の日(月～金曜日)のゲーム等の時間



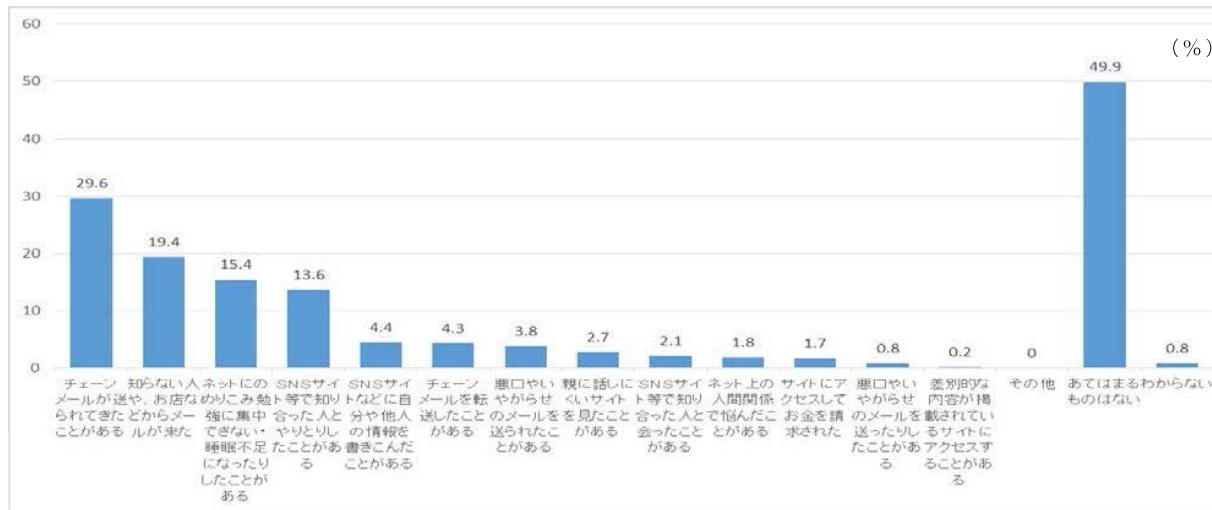
資料：文部科学省平成25年度「全国学力・学習状況調査」小学校6年、中学校3年生抽出調査

## ◆[図-5]中学生の普段の日(月～金曜日)の睡眠時間



資料：文部科学省平成25年度「全国学力・学習状況調査」小学校6年、中学校3年生抽出調査

## ◆[図-6]携帯電話におけるインターネット上のトラブルなどの経験



資料：内閣府 平成25年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」

本市の中学生は、静岡県と同様に全国に比べ携帯電話やゲーム等を行う時間が長い傾向にあり、睡眠時間については、全国及び静岡県に比べ短い状況にあることがわかります。睡眠時間の短さは、ゲーム等を行う時間の長さとの相関性が考えられます。[表-1, 図-4・5・6]

## (4) 小中学生の規範意識等

規範意識等について、富士市は小学生に比べ中学生は学校のきまり（規則）を守っていると回答した割合が低く、一方、全国及び静岡県は小学生に比べ中学生の割合が高くなっています。また、他者への思いやりについては、全国及び静岡県とほぼ同じような割合を示しています。【表－2】

小学生から中学生にかけては、こころの面でも自分自身に目を向けるようになり、親離れなど、今までとは違った価値観を身につけはじめている表れの一つだと推測されます。

■[表－2]小中学生の規範意識

単位：%

質問事項	区分	小学校 (6年生)	中学校 (3年生)
学校のきまり（規則）を守っていますか ※数値は「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」の計	富士市	93.3	91.8
	静岡県	91.6	93.2
	全国	90.6	92.5
人の気持ちがわかる人間になりたいと思いますか	富士市	92.8	94.0
	静岡県	92.9	94.9
	全国	93.0	94.2

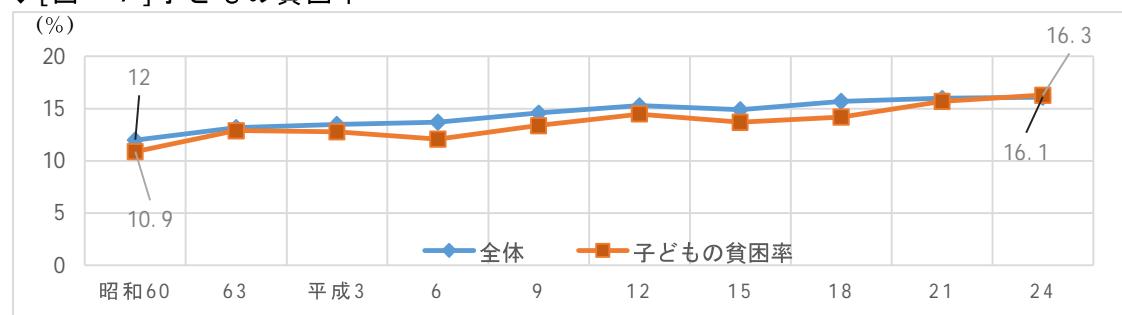
資料：文部科学省平成25年度「全国学力・学習状況調査」小学校6年、中学校3年生抽出調査

## (5) 若者の貧困化

近年の景気回復基調の中で、新卒者の就労環境に改善が見られるものの、依然として長らく続いた経済の低迷の影響もあり労働市場が縮小し、若者に対する雇用労働条件は厳しい状況にあります。「ワーキングプア<sup>◇</sup>」という言葉で象徴されるように、将来に希望を持てず、不安な日々を送っている若者が次第に増加しています。

わが国の貧困率は、O E C D<sup>◇</sup>の「相対的貧困率<sup>◇</sup>」（貧困線に満たない世帯員の割合）に基づいて測定されています。「国民生活基礎調査」（平成24年）の結果によると、平成24年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円であり、「相対的貧困率」は16.1%、全人口の6分の1、人数にして約2,050万人が貧困状態にあります。また、「子どもの貧困率<sup>◇</sup>」（17歳以下）は、16.3%で、約330万の子どもが貧困化の状態にあると言えます。【図－7】

◆[図－7]子どもの貧困率



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注) 1 相対的貧困率とは、O E C Dの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

2 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。

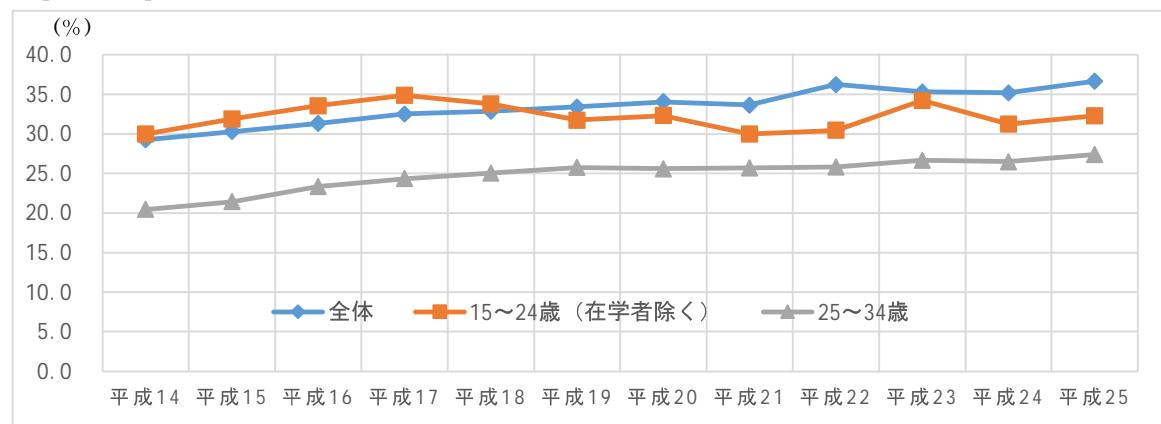
3 子どもとは17歳以下の者。

4 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

### (6) 若者の就労環境の悪化

若年層の雇用は、経済状況の影響を受けやすく、雇用形態も変化しています。特に近年では、下記のグラフが示すとおり非正規雇用者比率も増加傾向が見られます。[図-8] 非正規雇用といった就労形態は、低賃金、仕事に魅力がない、自己成長意欲の喪失などといったことから将来に希望が持てず、負のスパイラル[図-9]に陥りやすくなり、ひいては、地域社会の活力の低下につながるとともに、若者の社会的自立の遅れなどといった問題も指摘されています。

#### ◆[図-8]非正規雇用者比率

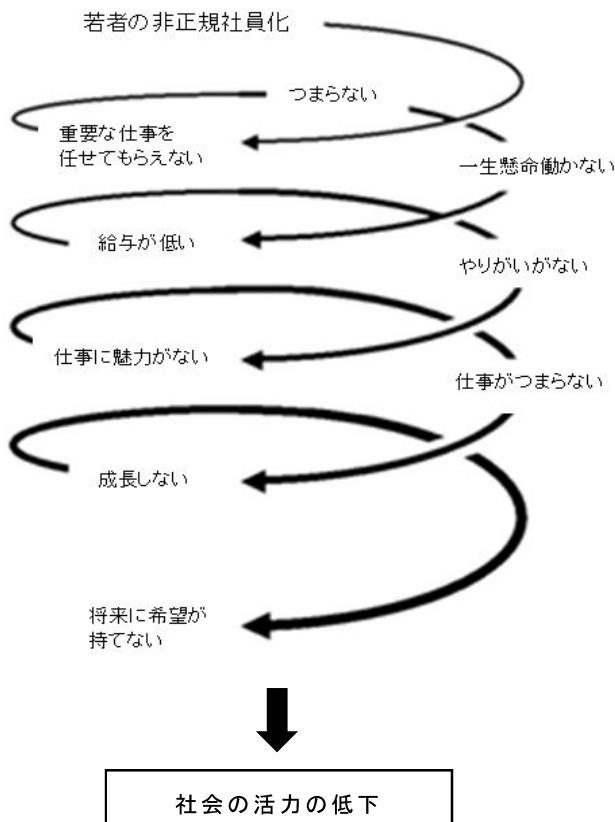


資料：総務省「労働力調査」

(注) 1 ここでいう非正規雇用比率とは、役員を除く雇用者に占める非正規職員・従業員の割合のことをいう。

2 平成23年の数値は、被災3県の補完推計数値（1～3月）を用いて計算した値。

#### ◆[図-9]負のスパイラル



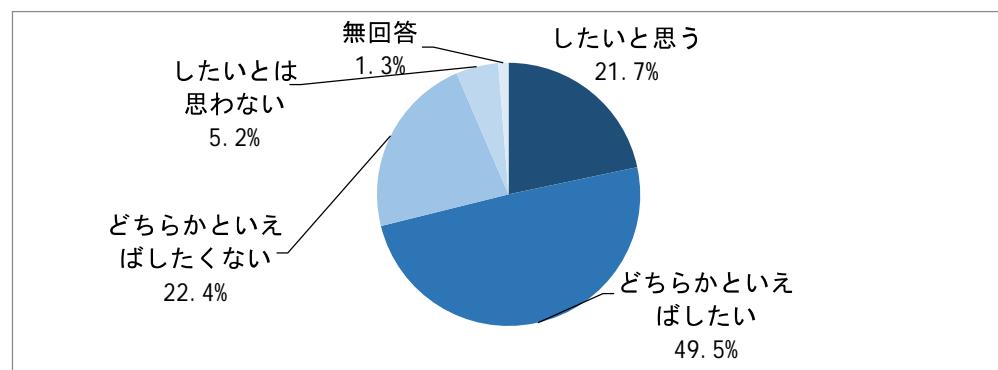
## (7) 若者の社会参加への意欲

静岡県の若者は、下図が示すとおり「社会に役立つことをしたいか」という問い合わせに対して、「したいと思う」「どちらかといえばしたい」と回答した者が約70%を占め、社会に役立つようなことをしたいと考えている若者が多く社会参加意欲が高いことが分かります。[図-10] しかしながら、「社会に役立つことを実際にしていますか」という問い合わせに対して約45%の若者は、「何も活動をしていない」と回答しており、その理由は「する機会がない」「参加する時間的余裕がない」「一緒に行う仲間がいない」などとなっています。[図-11・12]

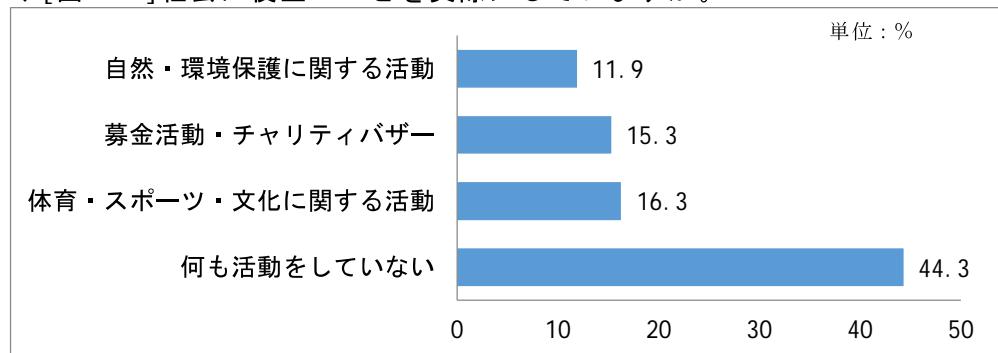
若者の社会参加の意欲が高いことから、行政と若者との接点を増やしたり、情報を得やすい環境づくりを進めるなど、若者の社会参加を促す取り組みが必要です。

## 若者の社会参画に関するアンケート（平成24年静岡県青少年問題協議会）

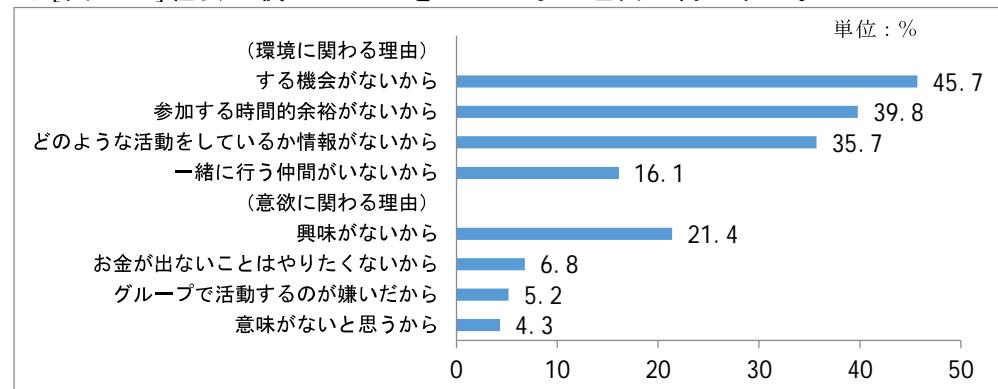
## ◆[図-10]社会に役立つことをしたいか。



## ◆[図-11]社会に役立つことを実際にしていますか。



## ◆[図-12]社会に役立つことをしていない理由は何ですか。



## 2 子ども・若者と地域について

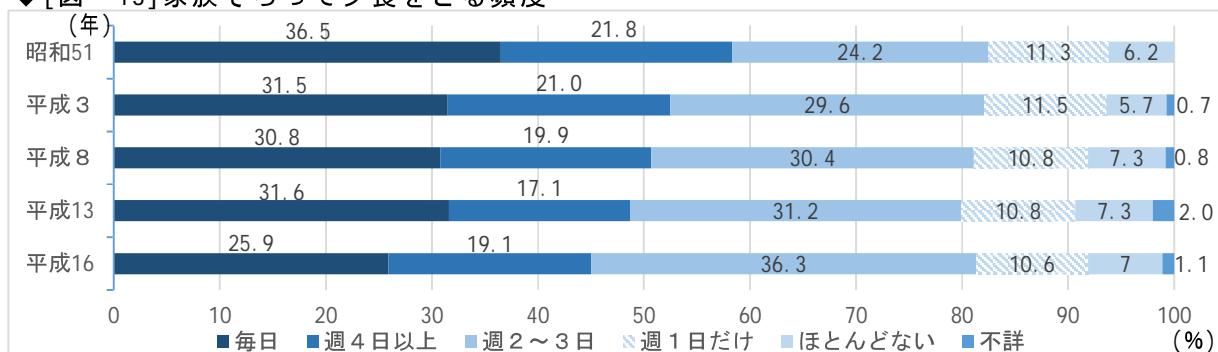
### (1) 異年齢とのコミュニケーションの減少

#### ア. 家庭の教育力

昨今、少子化、核家族化の進展とともに三世代で関わることが少なくなりました。また、共働き世帯の増加などもあり、家族が一緒にすごす時間が減少してきており、家族内のコミュニケーションも不足しています。[図-13]

従来、普段の家庭生活の中で自然と行われてきたしつけは、家族内のコミュニケーションを通じて行われるものであり、そのコミュニケーションの不足から、家庭の教育力の低下が指摘されています。

◆[図-13]家族そろって夕食をとる頻度



資料：厚生労働省「児童環境調査」及び「全国家庭児童調査（平成16年）」により作成

#### イ. 地域の教育力

かつての日本は、地域社会の中で青年団<sup>△</sup>などの地縁的な集団が組織化され、地域内で「タテ」・「ヨコ」・「ナナメ」のコミュニケーションがより活発に図られ、その地域社会の中で、青少年は社会性や規範意識を育む機会を自然に得ていました。

本市の小学生・中学生は、全国及び静岡県に比べ地域行事等への参加率が高い割合を示し、また、市民への世論調査において「多くの人とかかわりながらの体験は、社会を生き抜く力を養う力があると思うか」との問い合わせに対しておよそ7割の市民が肯定的な回答をしている。このようなことから、本市では、他地域に比べ地域行事等を通じて社会性を育むことができるといった意識が根付いていると推察できます。

しかしながら、一般的には、ライフスタイルの多様化や個を重視した考え方、地域の連帯感の希薄化などといったことを背景に、自立に向けて成長段階にある子どもがさまざまな人と触れ合う機会が減少するなど、地域社会の中で行われていた教育の場の不足や地域の子どもは地域で育てるといった意識が弱くなっていることが指摘されています。[図-14・15, 表-3]

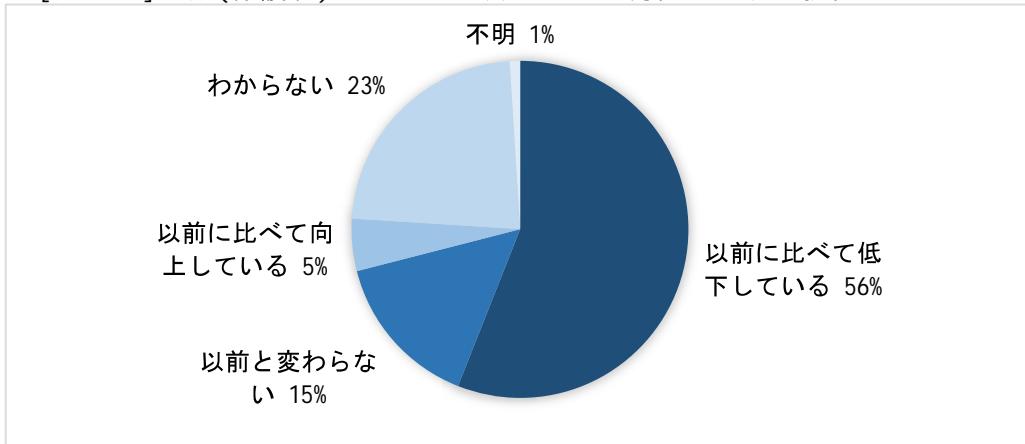
■[表-3]地域行事等への参加状況

単位：%

質問事項	区分	小学校 (6年生)	中学校 (3年生)
今住んでいる地域の行事に参加していますか ※数値は「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」の計	富士市	73.8	64.7
	静岡県	71.1	62.6
	全国	63.9	41.6

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」小学校6年、中学校3年生抽出調査（平成25年度）

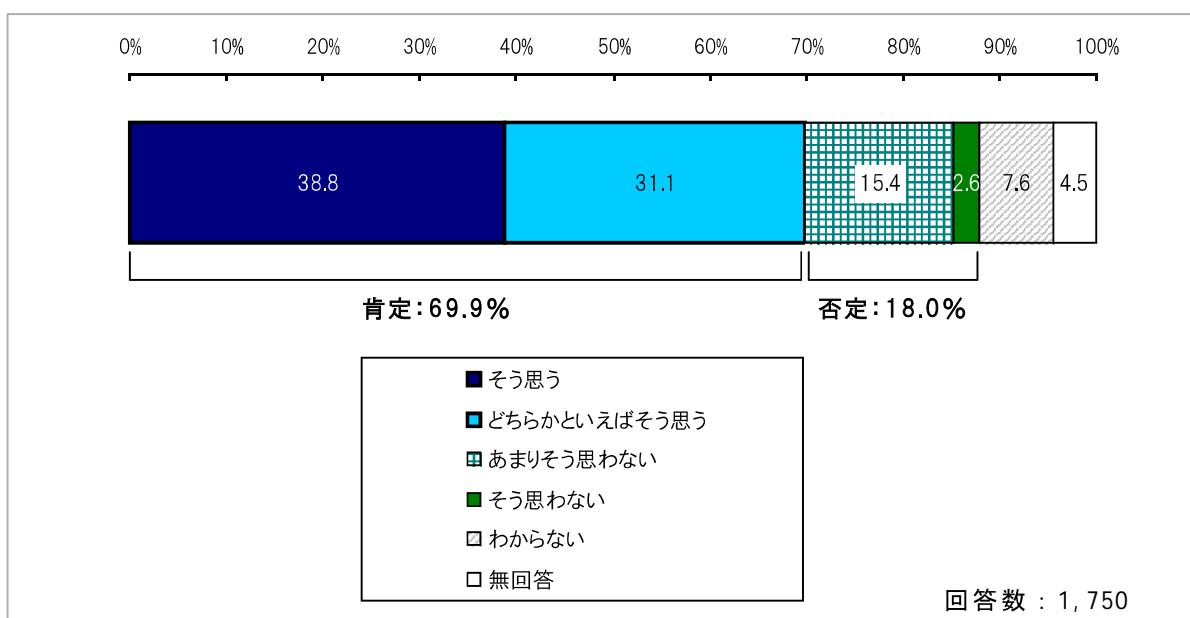
◆[図-14]自分(保護者)の子どもの頃と比べて現在の地域の教育力の状況について



資料：文部科学省「地域の教育力に関する実態調査」（平成18年）

◆[図-15]富士市世論調査

キャンプ、地域行事（まつりなど）への参加など、多くの人とかかわりながらの体験は、「社会を生き抜く力」を養う効果があると言われていますが、あなたはどのように思いますか。次の中から当てはまるものを1つだけ選んでください。



資料：第42回富士市世論調査 富士市の「青少年の健全育成」について（平成25年度調査）

## (2) 青少年健全育成団体の状況

子ども・若者がさまざまな体験を通しながら他者と交流し、地域社会への参加の場となっている社会教育団体として子ども会やボーイスカウト、ガールスカウト等がありますが、富士市の会員数の状況は、全国及び静岡県の状況と同様に減少してきています。[表-4・5]

子ども会やボーイスカウト、ガールスカウト、NPO法人<sup>◇</sup>などといった青少年健全育成団体の活動は、単に体験の場としてだけではなく、さまざまな世代の人たちと交流し、コミュニケーション能力や自立心、規範意識を育むなど、青少年の健全育成へ果たしている役割は大きく、これからも生き生きと活動し、継続できるよう支援することが必要です。

■[表-4]子ども会の加入率等の推移

年度	富士市	全国	静岡県
15	95.4%	48.5%	72.5%
	15,470人	3,506,815人	157,297人
	16,209人	7,226,910人	217,042人
20	90.1%	43.8%	64.5%
	13,409人	3,121,696人	138,832人
	14,887人	7,121,781人	215,325人
25	84.7%		61.0%
	12,404人		123,441人
	14,642人		202,275人

資料：富士市教育委員会

※各年度の基準日：5月1日、加入者数/対象者数

※平成25年度の全国の数値は、集計方法が変更されたため、現時点では算出できていない。

■[表-5]ボーイスカウト・ガールスカウトの会員数

年度	ボーイスカウト			ガールスカウト		
	富士市	全国	静岡県	富士市	全国	静岡県
15	780人 (10団)	202,069人 (2,977団)	10,334人 (159団)	138人 (4団)	60,586人 (1,439団)	2,640人 (83団)
20	752人 (10団)	167,367人 (2,684団)	8,318人 (141団)	112人 (3団)	45,437人 (1,291団)	1,857人 (70団)
25	611人 (10団)	127,815人 (2,313人)	6,477人 (124団)	85人 (3団)	33,593人 (1,115団)	1,280人 (64団)

資料：富士市教育委員会

## (3) 少年非行の状況

市内の少年非行による刑法犯等の検挙・補導人数は、増減を繰り返すも減少傾向にあり、平成25年は平成16年に比べ約4割減少し、117人となっています。【表-6】学職別では、中学生、高校生が約6割を占め、傾向としては、中学生が高校生を上回る状況が見られ、この状況は、静岡県全体の状況と異なっています。【図-16,表-7】

また、不良行為少年の行為別状況を見てみると、深夜はいかい(775人)、次いで喫煙(331人)の順となっています。学職別では、中学生と高校生が約45%を占めています。【表-8】

少年非行の問題は、凶悪な犯罪に発展していくことや、他の犯罪に巻き込まれていく可能性もあることから、青少年本人やその家族だけの問題として捉えるのではなく、学校や地域なども含めた青少年を取り巻く環境全体の問題として理解する必要があります。

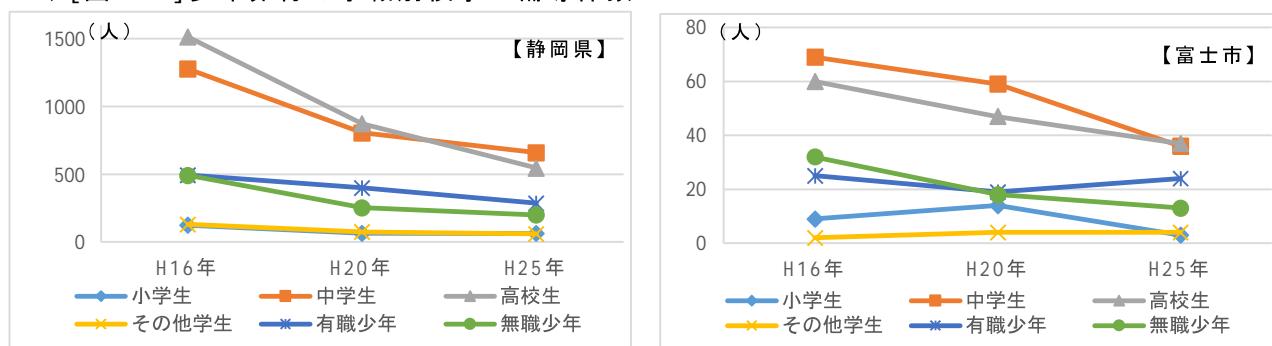
■[表-6]少年非行の推移(過去10年間)

年別区分		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
総数(人)	静岡県	4,026	3,523	3,254	2,768	2,465	2,316	2,354	2,307	2,097	1,808
	富士市	197	224	293	191	161	212	244	217	160	117
刑法犯	静岡県	3,812	3,377	3,159	2,650	2,353	2,184	2,183	2,109	1,872	1,641
	富士市	192	213	290	181	154	202	236	206	154	106
特別法犯	静岡県	214	146	95	118	112	132	171	198	225	167
	富士市	5	11	3	10	7	10	8	11	6	11

\*特別法犯・・・刑法犯以外の犯罪。道路交通法違反・覚せい剤取締法違反・売春防止法違反など。

資料：静岡県警本部少年課、富士警察署「少年非行のあらまし」

◆[図-16]少年非行の学職別検挙・補導件数



(単位：人)

		小学生	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年	合計
H16年	静岡県	124	1,276	1,513	129	493	491	4,026
	富士市	9	69	60	2	25	32	197
H20年	静岡県	64	805	873	74	398	251	2,465
	富士市	14	59	47	4	19	18	161
H25年	静岡県	63	658	545	59	285	198	1,808
	富士市	3	36	37	4	24	13	117

資料：静岡県警本部少年課、富士警察署「少年非行のあらまし」

## 第2章 子ども・若者を取り巻く現状と課題

■[表－7]富士警察署管内における刑法犯少年検挙補導状況(平成25年1月～12月)(単位:件)

学職別 罪種・法令別	小学生	中学生	高校生	大学生	学校生 各 種	有職 少年	無職 少年	合計
粗 暴 犯		7	1			5	3	16
窃 盗 犯	2	21	15	3		10	5	56
侵 入 窃 盗		3						3
非 侵 入 窃 盗	2	18	15	3		10	5	53
自転車盜						1	1	2
オートバイ盜		3	2			1		6
自転車盜		2	9	2		1	1	15
車上ねらい		1						1
万引き	2	12	3			3		20
その他			1	1		4	3	9
知 能 犯		1				1	2	4
風 俗 犯			1					1
占有離脱物横領		7	6		1	3		17
そ の 他	1		4			4	3	12
合 計	3	36	27	3	1	23	13	106

資料：富士警察署「少年非行のあらまし」

■[表－8]富士署管内における不良行為少年の行為別状況(平成25年1月～12月)(単位:件)

学職別 罪種・法令別	小学生	中学生	高校生	大学生	学校生 各 種	有職 少年	無職 少年	合計
飲酒		15	2		1	17	4	39
喫煙		51	69	5	5	132	69	331
薬物乱用						1		1
粗暴行為		3				1	3	7
刃類等所持		1						1
金品不正要求		2						2
金品持ち出し		1						1
性的いたずら		8						8
暴走行為			4		1	5	1	11
家出		2	6				2	10
無断外泊		1			2	7		10
深夜はいかい		113	239	6	10	182	225	775
怠学		9	1					10
不良交友	2	67	10			9	11	99
不健全娯楽		1	1			2	2	6
合 計	2	274	332	11	19	356	317	1,311

資料：富士警察署「少年非行のあらまし」

### 3 困難を抱える子ども・若者について

#### (1) ニート

平成25年総務省の「労働力調査」によると、ニート（若年無業者）は、全国で79万人、静岡県は、概念が近い若年無業者の数として、平成22年度国勢調査の結果から推定すると約3万人、そして本市では約2,300人となり、対象年齢の3.2%がニートの状態にあると見込まれます。[表-9]

ニートの状態に長くあると職業的自立も一層困難になることから、対象となる若者や、ニートになりそうな若者を早期に発見し、支援機関へ誘導する必要があります。

■[表-9]本市におけるニートの推計値

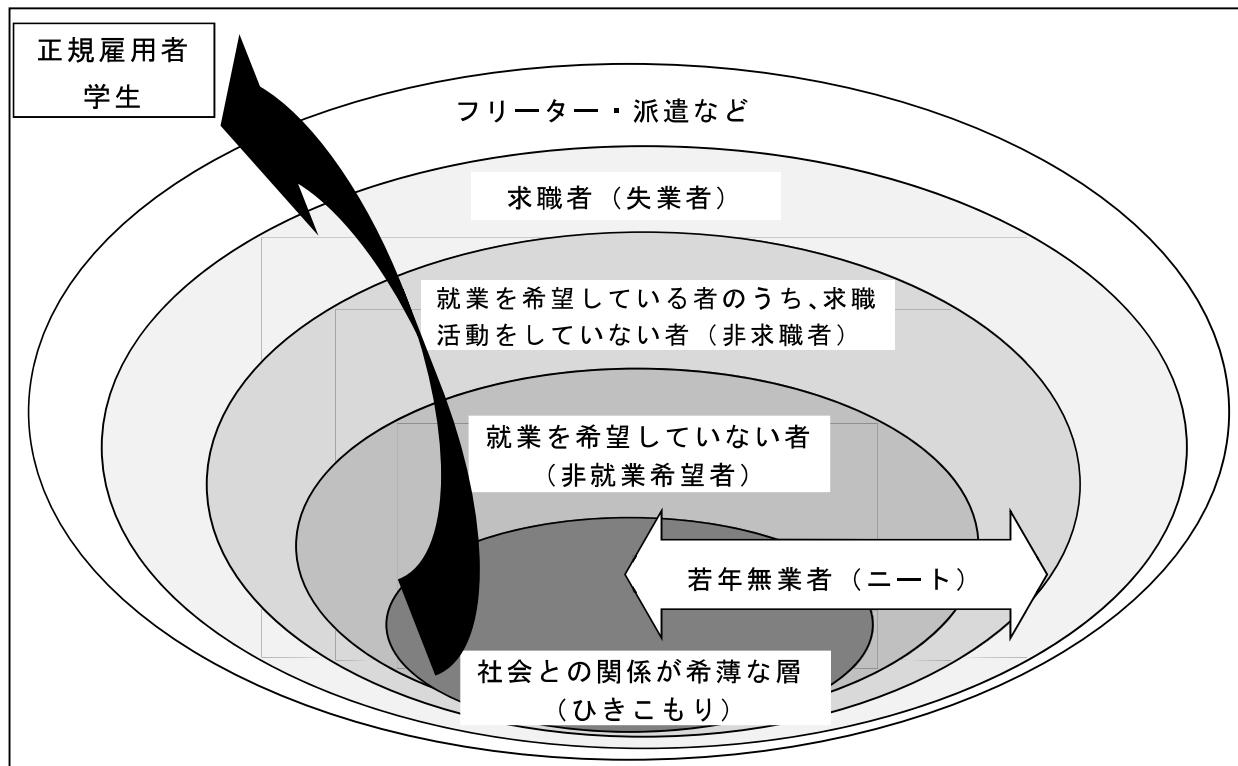
(単位:人)

区分	総数	労働力人口	非労働力人口				不詳
			計	家事	通学	その他	
15～19歳	11,953	1,838	9,836	103	9,648	85	279
20～24歳	10,581	8,244	1,998	577	1,308	113	339
25～29歳	13,642	11,487	1,814	1,618	100	96	341
30～34歳	16,048	12,932	2,764	2,615	36	113	352
35～39歳	19,915	16,336	3,132	2,957	11	164	447
合 計	72,139	50,837	19,544	7,870	11,103	(a)571 (b)1,758	

※ニートの推計値：(a)+(b)=2,329人

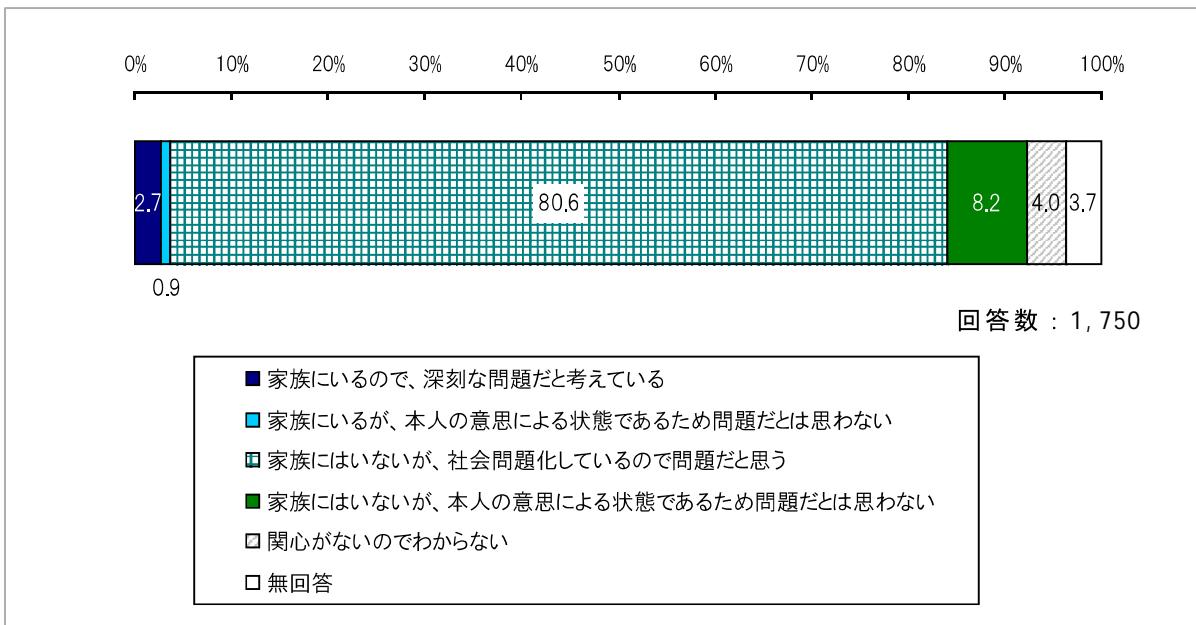
資料：「平成22年度国勢調査」

◆[図-17]社会的位置のイメージ図



## ◆[図-18]富士市世論調査

青少年の「ニート」問題について、あなたはどのように考えますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。



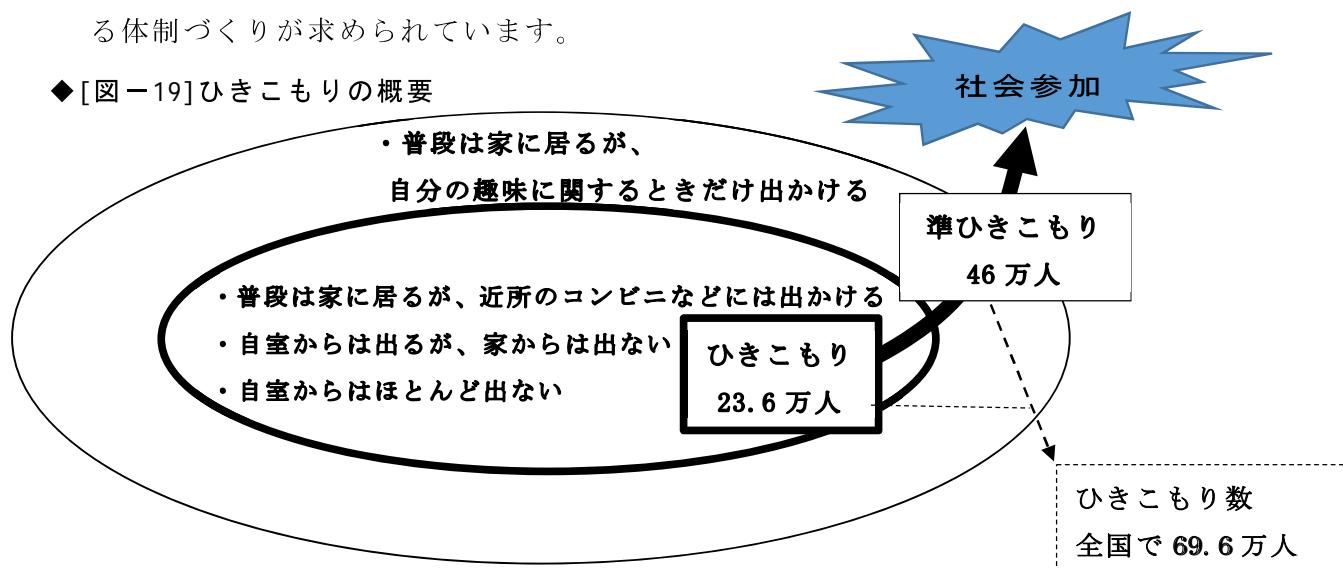
資料:第42回富士市世論調査 富士市の「青少年の健全育成」について(平成25年度調査)

## (2) ひきこもり

平成22年に内閣府が実施した調査「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、全国の15歳から39歳までの子ども・若者の1.79%、69.9万人がひきこもりの状態にあるとされています。[図-19]この調査結果を、本市の対象年齢人口に当てはめると、1,321人と推計されます。[表-10]また、平成25年度に本市で実施した第42回富士市世論調査の調査結果が示すとおり、3.7%の市民が家族にいると回答しており、本市においても確実に身近な問題であるといえます。[図-20]

ニートの問題と同様、早期の発見や早期の対応、継続的な支援を受けることができる体制づくりが求められています。

## ◆[図-19]ひきこもりの概要



## 第2章 子ども・若者を取り巻く現状と課題

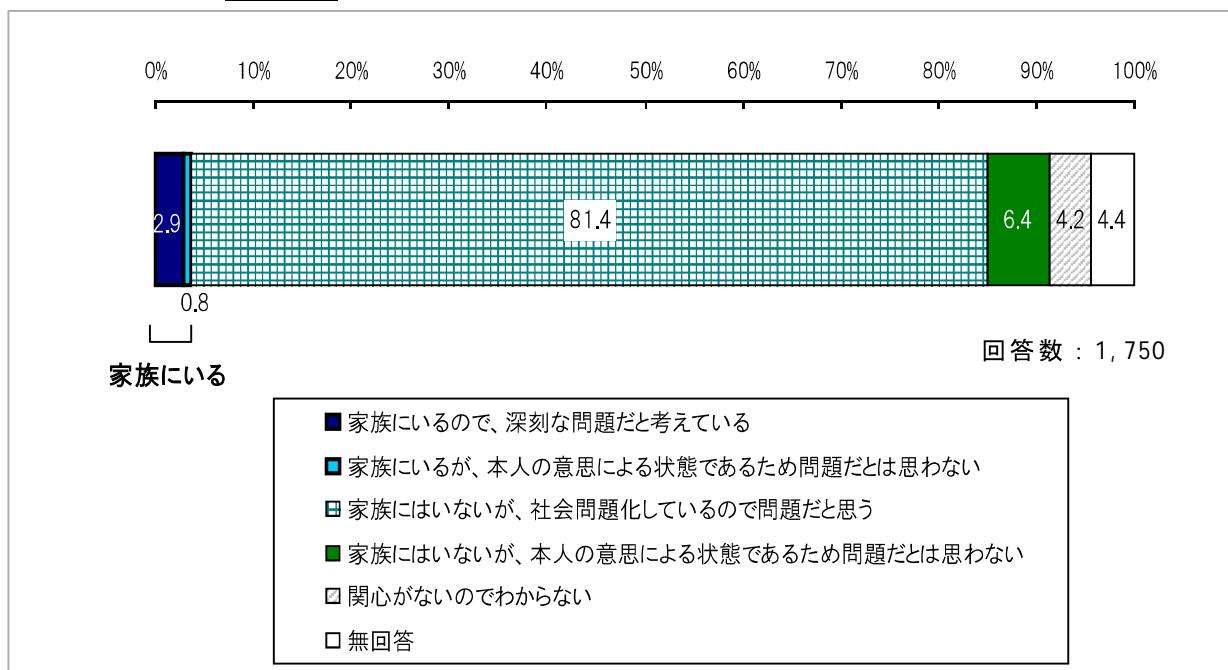
■[表-10]内閣府 ひきこもりに関する実態調査に基づく本市のひきこもりの推計

【実施年度：平成22年度 調査対象年齢：15～39歳】

項目	内閣府 調査結果	全国 推計値	富士市 推計値
標本数	5,000人	15～39歳人口 3,880万人	15～39歳人口 73,385人 (H25.4.1)
回収数(率=回収数/標本数)	3,287人 (65.7%)	69.6万人	1,321人
ひきこもりの出現率(推計人数)	1.79%	下記数値の合計	
狭義のひきこもり	自室からほとんどでない 自室からは出るが、家からは出ない ふだんは家にいるが、近所のコンビニには出かける	0.12% 0.09% 0.40%	4.7万人 3.5万人 15.3万人
準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	1.19%	46万人

◆[図-20]富士市世論調査

青少年の「ひきこもり」問題について、あなたはどうのように考えますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。



資料：第42回富士市世論調査 富士市の「青少年の健全育成」について(平成25年度調査)

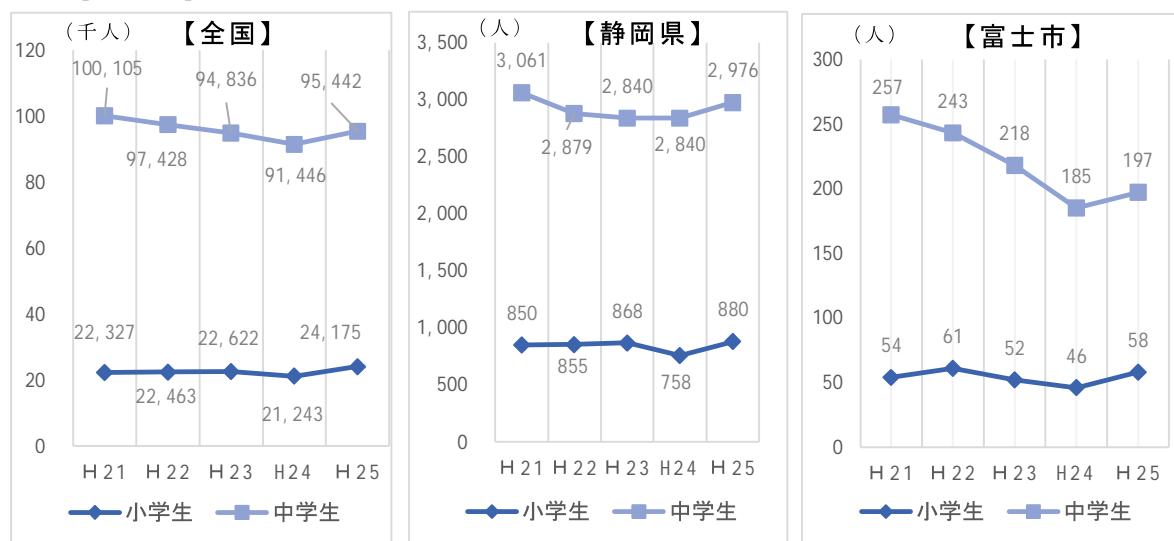
### (3) 不登校の状況と中途退学

本市所管の小学校及び中学校の不登校児童・生徒の数は、近年、減少傾向にありましたが、平成25年度は若干増加しました。この状況は、全国、静岡県でも同様な状況となっています。[図-21]

また、県内の高等学校中途退学者については、平成20年度に比べ平成24年度は、477人の減となっており、中途退学率も1.8%から1.4%に減少しています。[図-22]

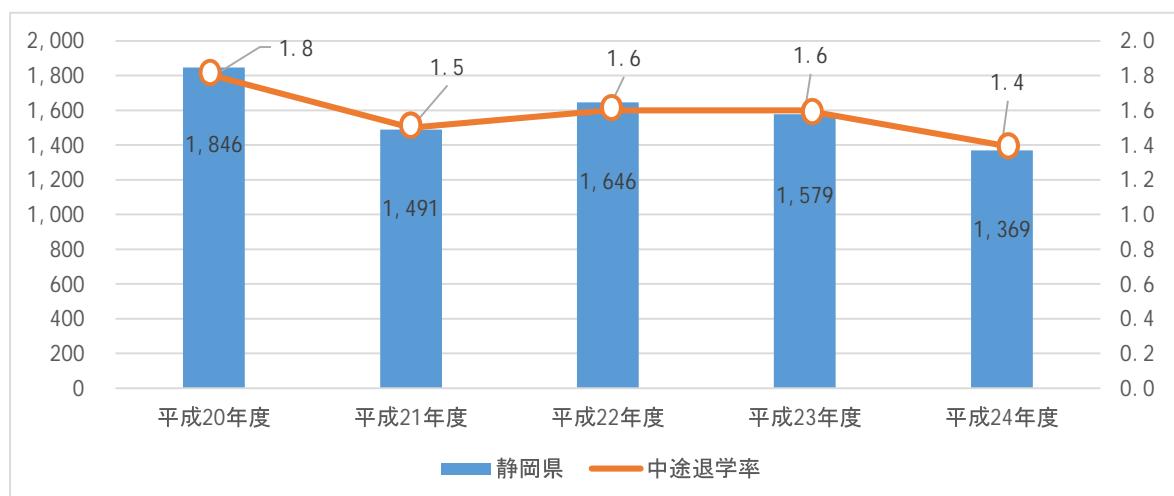
不登校児童・生徒の支援は、小学校や中学校、富士市青少年相談所においてさまざまな取組をしていますが、中学校を卒業すると学校との関わりが少なくなり支援を受ける機会が減ってしまう状況にあります。また、高校進学後に不登校や中途退学をしてしまう場合もあり、小中学生年代からその後の年代まで切れ目のない支援体制の整備が必要です。

◆[図-21]小学校、中学校の不登校の状況



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

◆[図-22]静岡県内の中途退学（公・私立高等学校）の状況



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## (4) 児童虐待

平成25年度中に、県内の児童相談所（政令市児童相談所を含む。）に寄せられた児童虐待相談に関する処理件数は1,725件で、その内、富士児童相談所管内における処理件数は、247件で前年度より44件増加しています。[表-11]平成25年度中の相談内容では、身体的虐待が100件で最も多く、ついで保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）が95件、心理的虐待44件、となっています。[表-12]

虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の成長に大きな影響を及ぼします。虐待を防ぐには、県児童相談所、警察、市などの連携による対応だけではなく、地域での日ごろの声掛けなど行政、市民が一体となる関係づくりが必要です。したがって、広く市民に意識啓発を行うとともに、地域ぐるみでの早期発見や通報など、虐待を受けた子どもを保護するための円滑な支援体制を継続します。

■[表-11]児童虐待相談処理件数の推移

区分	H22	H23	H24	H25
全国	55,145	59,862	66,701	73,765
静岡県	1,383	1,435	1,641	1,725
静岡県富士児童相談所管内	135	229	203	247

資料：静岡県こども家庭課「児童相談所における児童虐待相談の現状」、静岡県富士児童相談所

■[表-12]静岡県富士児童相談所管内の虐待相談処理件数の内訳

年度 相談種別	H22	H23	H24	H25
身体的虐待	57	88	73	100
ネグレクト	52	71	83	95
心理的虐待	22	60	47	44
性的虐待	4	10	0	8
合計	135	229	203	247

資料：静岡県富士児童相談所

## 第3章 子ども・若者施策の展開

### 1 子ども・若者の健やかな成長と自立 [基本的な柱 1]

#### (1) 子ども・若者の自己形成への支援

次代を担う子ども・若者が、社会の一員として自立していくうえで、他者への思いやりや尊重する心を養うとともに、円滑な人間関係を築くことができるようになることは大変重要です。

このため、子ども・若者が成長するための基礎づくりを支援するため、人権教育や道徳教育を推進し、豊かな心を育むとともに、社会生活の基盤となる健康な身体や主体的・創造的に生きていくために必要とされる確かな学力を育む教育に取り組みます。

#### 主な取り組み

\* : 指標

取り組み	担当課	備考・方向性
<b>①豊かな心の醸成</b>		
・各教科、道徳、特別活動などを通じての人権教育の実施	学校教育課	継続
・道徳教育の総合的な推進（「道徳教育推進教師」の配置など）	学校教育課	継続
・朝読書の実施等による読書活動の習慣化	学校教育課	継続
・子ども・若者向け図書館講座の開催	中央図書館	新規
・本に出会い親しむ機会の提供（「おはなしの会」の開催など）	中央図書館	継続
・読書活動を支える各種団体への図書資料等の貸出など	中央図書館	継続
・中学生に対して命の大切さについて伝える思春期講座サポーターの養成	健康対策課	継続
・生徒一人ひとりが様々な課題と向き合い、他の生徒と協力して問題解決を図る探究学習の実施	富士市立高校	継続
<b>②健康な身体づくりの推進</b>		
・体育の授業や部活動指導の工夫、外部人材の活用など、運動に親しむための環境整備	学校教育課	継続
・スポーツ少年団等の育成及び支援	スポーツ振興課	継続
・(心身の健康づくりを目的とした)性と心の教育を行う思春期講座の開催	健康対策課	継続
・食育モデル地区事業、食育モデル校事業などの実施	保健医療課	継続

③確かな学力の確保			
・つけたい力の明確化や学びの振り返りの場を設定するなど、子どもが学びの実感を味わうための支援の実施	学校教育課	継続 * 1	
・「学校で学んだことを生活の中で活かせる力」を育てる教育の推進（問題解決型授業づくり、パソコン等の情報機器活用授業の充実）	学校教育課	継続	
・体験的な活動の充実（自然体験学習や実験、観察など）	学校教育課	継続	
・放課後学習支援ボランティア事業の実施	学校教育課	継続	
・生活保護世帯の小中学生を対象にした学習支援の実施（富士市学習支援プログラム）	福祉総務課	継続	

## (2) 社会の変化に対応できる力

インターネットの普及に代表される情報化社会の急速な進展や経済のグローバル化、多様な就業形態、地域社会における外国人の増加など、現在の子ども・若者を取り巻く社会環境は急速に変化しています。

このような急速な社会環境の変化に適切に対応するため、情報教育・消費者教育・環境教育などといった取り組みを推進し、情報を正しく理解し判断する力、あるいは活用する力などの育成を図ります。

また、多文化共生社会の構築に向けて、外国人の子ども・若者に対する学習支援や異なる文化への理解を深める取り組みを推進します。

### 主な取り組み

取り組み	担当課	備考・方向性
<b>①時代の進展への対応</b>		
・消費者教育の推進（夏休み親子消費者教室、消費者問題に関わる授業、啓発用冊子の配布など）	市民安全課、学校教育課	継続
・大学学園祭や看護学校での消費者啓発（啓発資料の配布、消費生活相談、出前講座の開催）	市民安全課	継続
・学校等への環境アドバイザーの派遣事業	環境総務課	継続
・環境に関するイベントの開催（環境フェア）	環境総務課	継続
・エコチャレンジ事業の実施（こども版環境家計簿）	環境総務課	継続
・情報教育研究委員会の開催（授業等へ反映するための情報機器の活用方法や指導方法の研究 等）	学校教育課	継続
・小・中学校生徒指導研究会の開催（問題行動等に係る情報交換及び対策研究）	学校教育課	継続
・英語教育推進事業（ALT <sup>△</sup> の派遣）	学校教育課	継続
・外国人児童生徒支援事業（指導員の配置、吉原小学校国際教室 <sup>△</sup> での学習支援）	学校教育課	継続
・学習サポートセンター、夏休み外国人児童学習サポート教室の開催（外国人児童を対象にした宿題、書き取り、算数ドリル等の学習支援）	多文化・男女共同参画課	継続
・外国人中学生と保護者を対象にした進学ガイダンス及び保護者懇談会の開催	多文化・男女共同参画課	継続
・ひらがなたまごクラスの開催（5~6歳の外国人の子どもを対象にした平仮名の読み書き支援）	多文化・男女共同参画課	継続
・嘉興市学生友好訪問団との学生交流プログラムの実施	多文化・男女共同参画課	継続
・多文化資料の整備	中央図書館	継続

### 第3章 子ども・若者施策の展開

#### (3) 子ども・若者の自立を育む多様な交流

子ども・若者が自立した大人へと成長するためには、家庭や学校、地域など様々な環境で他者と関わり合い、多様な経験をすることで自主性や社会性を育み社会の一員であるとの自覚を高めていくことが重要です。

このため、自己肯定感を高め、社会性・他者への思いやりを育む社会貢献活動への参加や青少年同士の交流を支援するとともに、スポーツ・文化活動・自然体験への参加機会の提供など、子ども・若者の多様な交流の推進を図ります。

##### 主な取り組み

\* : 指標

取り組み	担当課	備考・方向性
<b>①社会参加・交流の推進</b>		
・中学生の地域防災訓練への参加の促進	学校教育課	継続
・防災教育推進のための連絡会議の開催	学校教育課、防災危機管理課	継続
・市政いきいき講座を利用した防災講座の開催	防災危機管理課	継続
・中高生を対象にした富士市ジュニア防災士の育成	防災危機管理課	継続
・公立保育園による高校生ボランティアの受入れ	こども保育課	継続
・青少年教養講座生が行うボランティア活動への支援	青少年センター	継続
・青少年ボランティアのマッチング「(仮称)ふじの絆」の検討	社会教育課	新規
・青少年が気軽に集まり、交流できる場「(仮称)ふらっとカフェ Fuji」の設置	社会教育課	新規
・「YAつうしん」、伝言板等による情報提供や情報交換などのによる交流の場の提供(児童コーナー、ヤングアダルトコーナー等の環境整備)	中央図書館	継続
<b>②スポーツ・文化・自然体験活動等への参加機会の提供</b>		
・魅力あるスポーツ行事の開催	スポーツ振興課	継続
・総合型地域スポーツクラブ <sup>△</sup> との連携・支援	スポーツ振興課、富士市立高校	継続
・小中学生を対象にした「こども芸術講座」の開催	文化振興課	継続
・自然体験学習の実施(里山体験講座、農業体験支援、森づくり体験学習「桜人の四季」、ししじて学級、星座教室など)	環境保全課、農政課、林政課、少年自然の家	継続
・富士市・零石町少年交流事業、青少年体験交流事業「キズナ無限∞の島」の実施	社会教育課	継続 * 2
・地区まちづくりセンターにおける少年教育講座、青年講座の開催	まちづくり課	継続
・青少年体験交流事業総合情報検索ポータルサイト「(仮称)ふじの元気」の整備(青少年が参加できるスポーツ・文化・自然体験活動や関係団体の紹介)	社会教育課	新規

#### (4) 若者の職業的自立と就労支援

子ども・若者の勤労観・職業観の希薄化や社会人・職業人としての資質、高い早期離職率等の問題が指摘されているなか、経済的に自立していくことの重要性を学び、将来の生き方を考え、次代の社会を担う大人としての自覚を促していくことは大切です。

このため、発達段階に応じた勤労観・職業観を養う取り組みを推進するとともに、就労を希望する若者や、学びながら働く若者の支援に努めます。

##### 主な取り組み

取り組み	担当課	備考・方向性
<b>①勤労観・職業観の育成</b>		
・キャリア教育の推進（講師派遣、職場体験・就業体験の受入、自己理解・自己管理能力やキャリアプランニング能力の育成など）	多文化・男女共同参画課、こども保育課、学校教育課、中央図書館、富士市立高校	継続
・「f きやる ◇」による学校におけるキャリア教育の支援	商業労政課	継続
・キッズジョブ ◇の開催（様々な職業体験を通した職業観・勤労観形成のための事業）	商業労政課	継続
・マイスターものづくり教室 ◇（卓越した技術・技能者であるふじマイスター「匠人」を講師とした講座）の開催	商業労政課	継続
・小学生図書館体験講座の開催（図書館の業務紹介や図書館利用の促進を目的とした事業）	中央図書館	継続
・児童・生徒の図書館見学の受け入れ	中央図書館	継続
<b>②就労の支援</b>		
・就職面接会・ガイダンスの開催及び開催の支援（一般求職者向け合同企業面接会、富士地区合同企業ガイダンス、富士・富士宮地区若年者等 J O B フェア）	商業労政課	継続
・就職支援情報の周知（しづおかジョブステーション等の就労支援機関や企業見学会等のイベント情報の提供）	商業労政課	継続
・若者キャリアサポート促進事業の実施（「f きやる」によるカウンセリング・面接練習等の就職支援）	商業労政課	継続
・ファミリーサポートセンター事業の実施（子育て世代の育児負担を軽減）	子育て支援課	継続
・富士市子育て短期支援事業（緊急一時的に児童福祉施設等において一定期間の保護等を行う事業）の実施	子育て支援課	継続

### 第3章 子ども・若者施策の展開

#### 2 子ども・若者と共に育ち合う地域（まち）づくりの推進 [基本的な柱 2]

##### (1) 家庭の教育力の向上

家庭における教育は、すべての教育の出発点であり、子どもは、家庭での触れ合いや生活体験を通して、生きる力を身につけるとともに様々な能力や意欲を培っていきます。

しかし、核家族化や少子化の進行等により、身近に気軽に子育ての相談できる環境が無いことから、子育てに不安や負担を感じている保護者、子どもの教育の仕方が分からぬ保護者等の増加が指摘されています。

このため、子育て講演会や家庭教育講座の開催などを通して、保護者が安心して子育てができるよう家庭教育の支援を推進します。

##### 主な取り組み

\* : 指標

取り組み	担当課	備考・方向性
<b>①家庭教育への支援</b>		
・地区まちづくりセンターにおける家庭教育講座の開催	まちづくり課	継続
・静岡県人づくり推進員の活用（人づくり地域懇談会など）	社会教育課、こども保育課、学校教育課	継続
・未就園児・保護者を対象にした子育て支援（子育て広場「みみちゃん教室」、地域子育て支援事業「あそぼう会」、「出前保育」）	こども保育課	継続
・青少年への接し方を学ぶ初級・中級カウンセリング講座の開催	青少年相談所	継続
・小中学校の新入学生の保護者を対象にした子育て講演会の開催	社会教育課	継続 * 3
・1歳から3歳の子どもを持つ母親を対象にした子育て支援講座の開催	子育て支援課	継続
・本はともだち子どもまつり、ブックスタート事業、セカンドブック事業の実施	中央図書館	継続

## (2) 地域の教育力の向上

地域は、子ども・若者の社会性を培い、地域・社会の形成者として、自覚と責任を持った大人を育てる基盤です。価値観が多様化し、地縁的な人のつながりが薄くなるなど、子ども・若者を取り巻く状況が大きく変化してきており、従来、子ども・若者が地域における生活の中で育まれてきた社会性を身につけることが難しく、地域社会との関わりの必要性が指摘されています。

このため、青少年声掛け運動や放課後子ども教室など、地域の参画を得た取り組みを進めるとともに、子ども・若者が地域社会と関わる機会を多く得ることができるよう子ども会やボーイスカウト、ガールスカウト、NPO法人などといった青少年健全育成団体の活動を支援していきます。

また、地域における青少年リーダーや青少年指導者の育成に努めています。

### 主な取り組み

\* : 指標

取り組み	担当課	備考・方向性
<b>①地域力の強化</b>		
・ P T A活動への支援	学校教育課、こども保育課	継続
・ ふれあい協力員の活動の充実（ふれあい協力員制度推進員によるコーディネーター力の育成など）	学校教育課	継続
・ 放課後子ども教室の開催	社会教育課	継続
・ 青少年声掛け運動の推進	社会教育課	継続 * 4
・ 児童館の設置・運営	子育て支援課	継続
・ まちづくり推進事業の支援（地区まつり、三世代交流など）	まちづくり課	継続
・ 子どもが本と出会い、読書の楽しさ、大切さを学ぶための活動支援（読み聞かせボランティア養成講座の開催など）	中央図書館	継続
・ 青少年の健全育成を図る団体活動への支援（子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、NPO法人等）	社会教育課	継続
・ こどもエコクラブ活動の支援	環境総務課	継続
<b>②青少年リーダー・青少年指導者の育成</b>		
・ 子ども会活動の担い手となるジュニアリーダー（中学生、高校生）・インリーダー（小学生）の養成	社会教育課	継続
・ 青少年指導者の養成（青少年指導者養成講座、野外活動指導者講習会の開催）	社会教育課、少年自然の家	継続
・ 静岡県青少年指導者級別認定事業の実施（キズナ無限∞の島、しきじで学級など）	社会教育課、少年自然の家	継続 * 5

### 第3章 子ども・若者施策の展開

#### (3) 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

情報化社会が進展し、様々な情報がいつでもどこでも入手できるなど便利になった一方、子ども・若者の多くが携帯電話やスマートフォンを所持し、さらに低年齢化している現状の中、有害サイトへのアクセスなど不適切なインターネットの利用の問題が指摘されています。また、違法薬物の使用など興味本位の行動から犯罪に巻き込まれるケースも少なくありません。

子ども・若者を取り巻く社会環境は、成長過程にある子ども・若者的人格形成に大きく影響を及ぼすことから、インターネットの適正利用の啓発を図るとともに、地域全体で子ども・若者を見守る意識の醸成や安全・安心な居場所づくりを進めるなど、地域社会が一体となって有害な環境から子ども・若者を守る環境づくりを推進します。

##### 主な取り組み

\* : 指標

取り組み	担当課	備考・方向性
<b>①有害環境対策の推進</b>		
・薬物乱用防止啓発事業等の実施（パンフレットの配布、薬物乱用防止講演会、薬学講座など）	市民安全課、学校教育課	継続
・携帯電話等の情報通信機器の安全利用の啓発（リーフレットの作成など）	学校教育課	継続
・青少年指導委員等による街頭補導の実施	青少年相談所	継続
・有害図書販売店等への立ち入り調査による指導改善	青少年相談所	継続
<b>②子ども・若者を見守る地域（まち）づくり</b>		
・各地区まちづくり協議会（安全部会等）の見守り活動	まちづくり課	継続
・防犯活動の推進（防犯教室・「富士市防犯まちづくり講演会」の実施、地区安全会議の活動支援、「子どもの安全を守る市民行動の日」の呼びかけなど）	市民安全課	継続
・交通安全への取り組みの推進（「子ども自転車安全乗り方大会」・交通安全教室の開催、高校生自転車マナーアップキャンペーンなど）	市民安全課	継続
・放課後児童クラブの施設整備	子育て支援課	継続 * 6

### 3 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援 [基本的な柱 3]

#### (1) 支援ネットワークの形成

ニートやひきこもり・不登校等の困難を抱える子ども・若者の問題は、教育や医療、福祉、就労などの様々な分野にわたり、問題が複雑に絡み合っていることが多いため、単一の機関だけでは対応が困難であり、様々な機関がネットワークを形成し支援を行っていくことが求められています。

このようなことから、本人やその家族を支えるため、教育、福祉、就労等、各関係機関がそれぞれの専門性を活かしながら連携して、状況に応じた支援を継続的に実施し、問題の解決に向けた取り組みを推進します。

また、困難を抱える子ども・若者を地域社会全体で支援するため子ども・若者が抱える問題についての理解者を増やすための講習会の開催などの取り組みを進めます。

さらに、ノーマライゼーション<sup>△</sup>の理念に基づき、障害のある子ども・若者が地域の一員として心豊かに地域生活を送ることができるよう、地域の理解と協力を得ながら「ふじし障害者プラン」に基づく施策を推進します。

#### 主な取り組み

\* : 指標

取り組み	担当課	備考・方向性
<b>①ネットワークによる支援</b>		
・富士市子ども・若者支援協議会の運営	社会教育課	継続
・スクールソーシャルワーカー <sup>△</sup> の配置	学校教育課	継続
・不登校等児童生徒対策連絡会・不登校等児童生徒対策研修会の開催	学校教育課、青少年相談所	継続
・生徒指導支援員連絡会議の開催	学校教育課	継続
・青少年対策関係機関連絡会の開催	青少年相談所	継続
・富士市要保護児童対策地域協議会 <sup>△</sup> の運営	子育て支援課	継続
・家族会との連携による情報交換・支援	障害福祉課、社会教育課	新規
・困難を抱える若者と青少年育成団体との交流の支援	社会教育課	新規
・富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会の開催	社会教育課	継続
<b>②地域社会による支援（発見から誘導、相談につなげる仕組みづくり）</b>		
・困難を抱える子ども・若者の支援に関する講習会の開催	社会教育課	継続 * 7
・民生委員児童委員による相談・支援	福祉総務課	継続

## (2) 相談体制の充実

ニートやひきこもり・不登校等の子ども・若者は、家庭や学校生活等の社会生活を営む中で、様々な悩みや不安を抱えています。このため、既にある多様な相談窓口に加え、若者を対象にした相談体制を新たに整えるとともに、多様な支援機関との連携を図り、子ども・若者やその家族が、相談しやすい体制づくりを進めます。

また、困難を抱える子ども・若者やその家族ができるだけ早く相談・支援機関にたどり着けるよう、「子ども・若者支援機関マップ<sup>△</sup>」などを活用し積極的な情報の提供に努めます。

## 主な取り組み

\* : 指標

取り組み	担当課	備考・方向性
<b>①相談体制の充実</b>		
・若者を対象にした相談体制の仕組みづくりと関係機関との連携（36ページ富士市子ども・若者支援協議会の概要 参照）	社会教育課、青少年相談所	新規 * 8
・いじめや不登校等、学齢期特有の悩みに対する相談体制の強化と心理的支援	学校教育課	継続
・特別支援教育の充実（発達障害や特別支援教育に関する学校や保護者に対しての相談体制の強化と心理的支援）	学校教育課	継続
・ストレス相談事業の実施（仕事や人間関係等のストレス、思春期のこころの問題に対する相談事業）	健康対策課	継続
・不安を抱える青少年や保護者を対象にした相談事業の実施（面接、電話）	青少年相談所	継続
・保護者教室の開催（不登校等で悩みを抱える保護者対象）	青少年相談所	継続
・家庭児童相談室（育児、家庭における人間関係等の相談）	子育て支援課	継続
・障害や障害の疑いがある人やその保護者等を対象にした福祉相談、相談支援事業所による相談	障害福祉課	継続
・精神障害相談員による「こころを病む人の家族のための電話相談」	障害福祉課	継続
・知的障害者相談員による在宅者への訪問支援	障害福祉課	継続
・相談・支援機関情報の提供（子ども・若者支援機関マップの活用）	社会教育課	継続

### (3) 困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援

困難を抱える子ども・若者にとって、「自分のペースで話すことができ、同じ思いを共有できる仲間がいる」など、自分だけではないといった思いを感じ、安心できる居場所の確保が必要です。また、何らかの困難を抱えるため「働きたくても働けない」といった若者が、就労へ歩みを進めるためには、働く意欲を醸成するとともに、社会へ適応していくための包括的な支援が必要です。

このため、生活リズムを整えるとともに、同じ思いを共有できる仲間や寄り添ってくれる理解者がいる環境を整備するなど、安心できる「居場所づくり」を推進します。

また、就労に係る専門的な相談や就業体験など、多様な支援を行う地域若者サポートステーションや民間就労支援団体への誘導を図るなど、困難を抱える若者の就労の支援に努めます。

さらに経済的困難な環境にある子ども・若者の将来の自立に向け、教育等に係る経済的負担の軽減を図る取組を進めます。

#### 主な取り組み

取り組み	担当課	備考・方向性
<b>①居場所づくりの推進</b>		
・（コミュニケーションが苦手な）若者を対象とした居場所の提供	社会教育課	新規
・居場所づくり支援を実施している市民活動団体への支援	社会教育課	継続
・適応指導教室 <sup>△</sup> 「ステップスクール・ふじ」の運営	青少年相談所	継続
<b>②就労に向けた支援</b>		
・地域若者サポートステーションとの連携	商業労政課	継続
・就労支援機関との連携の推進	社会教育課	新規
・勤労通信学園の開催（高校の通信課程で学習する青少年の学習支援）	社会教育課	継続
<b>③経済的負担の軽減</b>		
・母子家庭等児童入学祝金の支給（小学校又は中学校に入学する児童の保護者に対して、入学祝金を支給）	子育て支援課	継続
・経済的な理由などから子どもの義務教育に支障がある保護者に対する学用品費・給食費・医療費などの支援	学校教育課	継続
・経済的な理由により高等学校等への進学が難しい生徒を対象にした奨学金給付及び紹介	学校教育課	継続

## ＜富士市子ども・若者支援協議会の概要＞

本市では、平成25年12月に福祉、保健、教育、雇用、警察等の国・県・市の関係機関で組織する「富士市子ども・若者支援協議会」を設置し、子ども・若者が抱える複合的な要因から生じる問題の解決に向け、関係機関が連携し包括的な対応ができるように整備をしてきました。

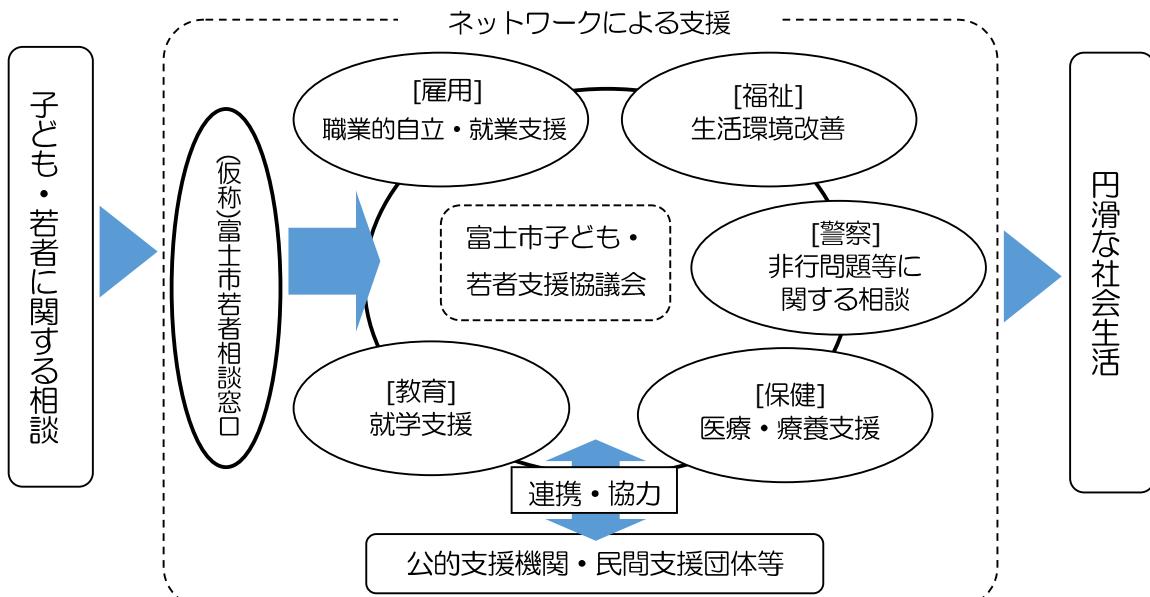
この関係機関が連携し、支援に取り組む富士市子ども・若者支援協議会[表-13]の機能を活かし効果的な支援に結びつけるため、気軽に相談でき、一人ひとりが自立に向かって安心して一步を踏み出せるよう最適な支援に結びつける機能を持った「（仮称）富士市若者相談窓口」を設置し、相談・支援体制の充実を図っていきます。

さらに、富士市子ども・若者支援協議会の構成機関に加え、静岡県ひきこもり支援センターなどの公的支援機関との連携やNPO法人、支援団体、個人などの民間支援団体等の協力を得てネットワークによる支援に取り組みます。[図-23]

■[表-13]富士市子ども・若者支援協議会構成機関一覧

No.	機関名称	No.	機関名称
1	富士公共職業安定所	8	富士市福祉部子育て支援課
2	静岡県富士児童相談所	9	富士市保健部健康対策課
3	静岡県富士健康福祉センター	10	富士市産業経済部商業労政課
4	富士警察署生活安全課	11	富士市教育委員会事務局学校教育課
5	社会福祉法人富士市社会福祉協議会	12	富士市教育委員会事務局社会教育課
6	富士市福祉部福祉総務課	13	富士市教育委員会青少年相談所
7	富士市福祉部障害福祉課		

◆[図-23]富士市子ども・若者支援協議会と若者相談窓口の関係イメージ図



## 第4章 計画の推進

### 1 推進体制

#### (1) 富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会

市の保健、福祉、教育などの関係課により組織している「富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会」において、各種施策・事業の実施状況の把握や連絡調整を図り、子ども・若者施策の取り組みを推進していきます。

#### (2) 富士市青少年問題協議会<sup>◇</sup>等との連携

国・県の関係行政機関や子ども・若者に関わる各種団体の代表者などで構成する「富士市青少年問題協議会」や、困難を抱える子ども・若者に寄り添い、複合的な要因から生じる問題の解決に向けて対応する「富士市子ども・若者支援協議会」等の意見を施策等に反映するよう努め、本計画の効果的な推進を図ります。

#### (3) 市民団体等との連携

子ども・若者の育成支援に関する課題に適切に対応していくためには、青少年健全育成や子育て支援などに取り組む各種団体、NPO法人、事業所など、様々な主体と行政が目標を共有し、その目標に向かって、ともに力を合わせて取り組むことが重要です。このため、子ども・若者の育成支援に関わる様々な分野で、これらの市民団体等との連携や相互協力に取り組み、本計画の推進を図ります。

### 2 進行管理

本計画の適切な進行管理を行うため、「富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会」において、施策の進捗状況の確認を行うとともに、その結果を「富士市青少年問題協議会」に報告し、本計画の検証に努めていきます。

さらに、子ども・若者を取り巻く社会の変化などに応じた、より効果的な取り組みを実施していくため、必要に応じ本計画の見直しを行っていきます。

### 3 指標

計画を推進していく上での目安として、数値的な指標を設定します。指標をもとに進捗状況を定期的に把握し、成果と課題の検証をしていきます。本計画では、第五次富士市総合計画や富士市教育振興基本計画等を踏まえて策定しているため、両計画と共に共通する指標を設定しています。[表-14]

なお、数値的な指標のほか、特にニートやひきこもり等といった困難を抱える子ども・若者の支援に関しては、以下の4点を本計画の定性的な目標とします。

- ◆ 支援の成果（ひきこもり状態から脱出させること、就労意欲を向上させること、不登校をなおさせること 等）を継続的に出していくこと。
- ◆ 困難を抱える若者及びその家族等に「役に立った」と思われる窓口とすること。
- ◆ 困難を抱える若者及びその家族等についての（市民）理解者、支援者を増やしていくこと。
- ◆ 若者に対する適切な支援を行うことのできる助言者を継続的に育成していくこと。

■[表-14]指標の一覧

施策の柱	指標番号	指標【担当課】	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成32年度)	算出方法
1 子ども・若者の健やかな成長と自立	* 1	「授業がわかる」と回答した児童・生徒の割合 【学校教育課】	小学生 81% 中学生 71%	小学生 94.4% 中学生 82.0%	小学5年生、中学2年生アンケート調査(静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」の実施状況等に関する年度末調査)
	* 2	青少年体験交流事業の満足度 【社会教育課】	92.0%※1	95.0%	キズナ無限∞の島、雲石町少年交流事業、ししどて学級の参加者の内「大変良かった」と回答した割合
2 子ども・若者と共に育ち合う地域（まち）づくりの推進	* 3	子育て講演会参加者の満足度 【社会教育課】	77.0%	90.0%	子育て講演会参加者の内「とても良かった」「良かった」と回答した割合
	* 4	青少年声掛け運動賛同者累計 【社会教育課】	19,013人 (累計)	22,000人 (累計)	静岡県教育委員会が実施している「地域の青少年声掛け運動」の賛同者数
	* 5	青少年指導者中級認定者数 【社会教育課】	246人(累計)	300人(累計)	静岡県青少年指導者級別認定事業における中級取得者数
	* 6	放課後児童クラブ受入児童数 【子育て支援課】	1,756人	2,146人※2	放課後児童クラブで受け入れている児童の数
3 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	* 7	困難を抱える子ども・若者の支援に関する講習会参加延べ人数 【社会教育課】	—	120人(累計)	講習会への参加人数(計画期間内の実人数の累計)
	* 8	(仮称)富士市若者相談窓口における面談件数 【社会教育課】	—	30件/月	

※1 本数値は、キズナ無限∞の島、雲石町少年交流事業はH26実績値、ししどて学級は平成25実績値より算出した。

※2 富士市子ども・子育て支援事業計画の参考値

## 資料編

### 1 策定の経過

年月日	実施事項	内容
平成24年8月31日	富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会①（代表者会議・担当者会議）	・国、県の取組状況について ・子ども・若者育成支援関係のスケジュールについて
平成25年6月14日～7月1日	富士市の青少年健全育成に関する世論調査	市内在住の満20歳以上80歳未満の男女、3,000人を対象に実施
平成25年6月7日	富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会②（担当者会議）	・計画の策定スケジュール
平成25年12月19日	富士市子ども・若者支援協議会①（代表者会議・担当者会議）	・計画の概略案について
平成25年12月19日	富士市青少年問題協議会①	・計画の概略案について
平成26年1月28日	富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会③（担当者会議）	・課題、計画の骨子について ・基本理念について
平成26年6月3日	富士市社会教育委員会議①	・計画の骨子について ・基本理念について
平成26年7月3日	富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会④（担当者会議）	・計画素案の検討について
平成26年8月4日	富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会⑤（担当者会議）	・計画素案の検討について
平成26年8月27日	富士市社会教育委員会議②	・計画素案に対する意見聴取等について
平成26年9月8日	富士市青少年問題協議会②	・計画素案に対する意見聴取等について
平成26年10月24日	富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会⑥（代表者会議）	・計画素案の検討について
平成26年10月27日	富士市子ども・若者支援協議会②（代表者会議・担当者会議）	・計画素案に対する意見聴取等について
平成26年12月15日～平成27年1月15日	パブリックコメント	市役所等公共施設、富士市ウェブサイトにて計画案を公表

## 2 富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会

### 富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会 設置要領

#### (設置)

第1条 庁内の関係課等の密接な連携及び協力により、すべての子ども・若者の健やかな成長の支援や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援するため、富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会（以下、「連絡会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・若者育成支援のための計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 子ども・若者の支援に係る情報交換及び庁内の連絡調整に関すること。
- (3) 子ども・若者の支援に係る調査並びに分析に関すること。
- (4) 子ども・若者の支援に係る職員の研修に関すること。
- (5) 子ども・若者支援地域協議会の設置に関すること。
- (6) その他子ども・若者の支援に関し必要な事項

#### (組織)

第3条 連絡会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育次長、副委員長は教育委員会社会教育課長、委員は別表第1に定める職にあるものをもって充てる。

3 委員長は、連絡会を統括する。

#### (会議)

第4条 連絡会は、委員長が招集する。

2 委員は、代理人を出席させることができる。

3 委員長は、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

#### (担当者会議)

第5条 第2条に掲げる所掌事項に関して必要な作業を行うため、連絡会に担当者会議を置く。

2 担当者会議のリーダーは、教育委員会社会教育課長とし、サブリーダーは社会教育課統括主幹をもって充てる。

3 担当者会議の構成員は、前項に掲げるものほか、別表第2に掲げる所属の職員を充てる。

4 担当者会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

#### (庶務)

第6条 連絡会及び担当者会議の庶務は、教育委員会社会教育課で処理する。

#### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は、連絡会で協議し定めるものとする。

#### 附 則 抄

この要領は、平成24年8月31日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

市民部まちづくり課長、市民部市民安全課長、市民部多文化・男女共同参画課長、福祉部福祉総務課長

福祉部障害福祉課長、福祉部子育て支援課長、福祉部こども保育課長、保健部保健医療課長、保健部健康対策課長、産業経済部商業労政課長、教育委員会教育総務課長、教育委員会学校教育課長、教育委員会青少年相談所長、教育委員会 文化振興課長、教育委員会スポーツ振興課長、教育委員会中央図書館長、教育委員会富士市立高校校長

#### 別表第2（第5条関係）

市民部まちづくり課、市民部市民安全課、市民部多文化・男女共同参画課、福祉部福祉総務課、福祉部 障害福祉課、福祉部子育て支援課、福祉部こども保育課、保健部保健医療課、保健部健康対策課、産業経済部商業労政課、教育委員会教育総務課、教育委員会学校教育課、教育委員会社会教育課、教育委員会青少年相談所、教育委員会文化振興課、教育委員会スポーツ振興課、教育委員会中央図書館、教育委員会富士市立高校

## 富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会 名簿

代表者会議			担当者会議		
委員長	教育次長	鈴木 清二	リーダー	教育委員会 社会教育課長	高柳 浩正
副委員長	教育委員会 社会教育課長	高柳 浩正	サブ リーダー	社会教育課 統括主幹	植松 良夫

	所 属	代表者会議（課長）	担当者会議
		氏名	氏名
委 員	市民部まちづくり課	畔柳 昭宏	主幹 高井 和孝
委 員	市民部市民安全課	望月 義通	統括主幹 山縣 彦一
委 員	市民部多文化・男女共同参画課	望月 薫	主査 大長 真由子
委 員	福祉部福祉総務課	小林 浩幸	調整主幹 渡邊 浩仁
委 員	福祉部障害福祉課	伊東 美加	主査 渡邊 久仁江
委 員	福祉部子育て支援課	小野 晴敏	主幹 沢山 真弓
委 員	福祉部こども保育課	船村 安英	参事補 兼主幹 高橋 久子
委 員	保健部保健医療課	高井 洋明	主査 岩間 美和子
委 員	保健部健康対策課	高井 洋明	主査 佐野 聖子
委 員	産業経済部商業労政課	門傳 京一	統括主幹 渡辺 明芳
委 員	教育委員会教育総務課	外山 直通	主幹 小長谷 聰
委 員	教育委員会学校教育課	森田 嘉幸	指導主事 若林 努
委 員	教育委員会青少年相談所	小野 隆光	主査 篠原 將之
委 員	教育委員会文化振興課	渡井 義彦	主幹 遠藤 史昭
委 員	教育委員会スポーツ振興課	小林 政樹	統括主幹 高田 勝
委 員	教育委員会中央図書館	橋本 真明	主査 山本 修美
委 員	教育委員会富士市立高校	小野 政幸	主幹 鈴木 秀江

### 3 富士市子ども・若者支援協議会

平成25年11月22日教育委員会告示第12号

#### 富士市子ども・若者支援協議会要綱

##### (設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援（以下「子ども・若者支援」という。）の効果的かつ円滑な実施を図るため、富士市子ども・若者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

##### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・若者支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 子ども・若者支援の内容の協議に関すること。
- (3) 子ども・若者支援に必要な体制の整備に関すること。
- (4) 子ども・若者支援に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

##### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

##### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、教育次長を、副会長は、教育委員会事務局社会教育課長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

##### (代表者会議)

第6条 代表者会議は、関係機関等において選出された者をもって構成する。

2 代表者会議は、協議会の基本的な運営方針その他協議会の目的を達成するために必要な事項について協議する。

3 代表者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

##### (実務者会議及び個別ケース検討会議)

第7条 実務者会議は、関係機関等の子ども・若者支援に従事する者により構成し、子ども・若者支援の状況について進行管理、情報交換等を行う。

2 個別ケース検討会議は、実務者会議の構成員のうち事案ごとに関係する者により構成し、具体的な子ども・若者支援の方法その他必要な事項について協議する。

##### (協力の要請等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、前2条に規定する会議の構成員以外の者に対し、会議への出席その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

##### (子ども・若者支援調整機関)

第9条 法第21条第1項の子ども・若者支援調整機関として教育委員会事務局社会教育課を指定する。

##### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

##### 附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	関係機関等
国及び地方公共団体の機関	富士公共職業安定所 静岡県富士児童相談所 静岡県富士健康福祉センター 富士警察署生活安全課 福祉部福祉総務課 福祉部障害福祉課 福祉部子育て支援課 保健部健康対策課 産業経済部商業労政課 教育委員会事務局学校教育課 教育委員会事務局社会教育課 教育委員会青少年相談所
特定非営利活動法人その他の団体	社会福祉法人富士市社会福祉協議会

## 富士市子ども・若者支援協議会 名簿

	所 属	代表者会議	担当者会議
		役 職・氏 名	役 職・氏 名
会 長	教育委員会	教育次長 鈴木 清二	
副会長	教育委員会社会教育課	課長 高柳 浩正	課長 高柳 浩正
委 員	富士公共職業安定所	所長 中根 辰也	統括職業指導官 長谷川日出男
委 員	県富士児童相談所	所長 斎藤 孝広	班長 石田 幸子
委 員	県富士健康福祉センター 福祉課	課長 金子 裕	班長 山下 強志
委 員	富士警察署生活安全課	課長 鈴木 正勝	主事 内藤 優衣
委 員	社会福祉法人 富士市社会福祉協議会	事務局長 近藤 勝彦	主事 加藤 慎也
委 員	福祉部福祉総務課	課長 小林 浩幸	調整主幹 渡邊 浩仁
委 員	福祉部障害福祉課	課長 伊東 美加	主査 渡邊久仁江
委 員	福祉部子育て支援課	課長 小野 晴敏	主幹 杏澤 真弓
委 員	保健部健康対策課	課長 中林 弘一	主査 佐野 聖子
委 員	産業経済部商業労政課	課長 門傳 京一	統括主幹 渡辺 明芳
委 員	教育委員会学校教育課	課長 森田 嘉幸	指導主事 若林 努
委 員	教育委員会青少年相談所	所長 小野 隆光	主幹 篠原 將之

## 4 関係協議会等委員名簿

富士市青少年問題協議会 名簿

	氏 名	所 属
会長	小長井 義正	市長
副会長	山田 幸男	教育長
委員	小池智明	市議会 文教民生委員長
委員	中根辰也	富士公共職業安定所長
委員	金子 裕	県富士健康福祉センター福祉課長
委員	斎藤 孝広	県富士児童相談所長
委員	鈴木 正勝	富士警察署生活安全課長
委員	神尾昌孝	小・中学校代表 吉原第一中学校長
委員	齋藤 照安	高等学校代表 富士市立高等学校長
委員	山田 整	養護教育者 静岡県立富士特別支援学校
委員	金刺靖雄	社会教育委員会議 委員長
委員	鈴木 貴美子	民生委員児童委員協議会 委員
委員	太田昭道	保護司会 会長
委員	上柳武信	青少年指導委員会 会長
委員	近藤勝彦	富士市社会福祉協議会 事務局長

## 富士市社会教育委員会議 名簿

	氏名	所屬等
委員長	金刺 靖雄	富士市体育協会 顧問
副委員長	柚木 恵美子	学識経験者（社会教育）
委員	上野 博史	富士市立原田小学校 校長
委員	早川 充	富士市立元吉原中学校 校長
委員	小出 禮節	富士市町内会連合会 会長
委員	石田 明生	常葉大学社会環境学部 教授
委員	内田 貴子	女性ネットワーク・富士 副会長
委員	斎藤 立己	富士市生涯学習推進会連合会 会長
委員	辻村 典枝	富士市文化連盟 副会長
委員	荻野 克雄	富士市子ども会世話人連絡協議会 会長
委員	松野 智仁	富士市P T A連絡協議会 会長
委員	牧野 保	日本ボイスカウト静岡県連盟富士地区協議会 副協議会長
委員	太田 真弓	特定非営利活動法人 ふじ環境倶楽部 事務局長
委員	矢島 一	富士市立高校 教頭
委員	松本 玲子	学識経験者（家庭教育）
委員	石岡 かつ子	学識経験者（家庭教育）
委員	下川 幸子	学識経験者（家庭教育）

## 5 子ども・若者育成支援推進法

### 子ども・若者育成支援推進法

[平成二十一年七月八日号外法律第七十一号]

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
- 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援  
(第十五条—第二十五条)
- 第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）
- 第五章 罰則（第三十四条）

#### 附則

##### 第一章 総則

###### (目的)

**第一条** この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援策」という。）を推進することを目的とする。

###### (基本理念)

**第二条** 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

###### (国の責務)

**第三条** 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育

成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

ハ 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したと

きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

**第十条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

**第十二条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

**第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第十四条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

**第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上で困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
  - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
  - 三 生活環境を改善すること。
  - 四 修学又は就業を助けること。
  - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

**第十六条** 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

**第二十四条** 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

**第二十五条** 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

**第四章 子ども・若者育成支援推進本部**

（設置）

**第二十六条** 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

**第二十七条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聞くものとする。

（組織）

**第二十八条** 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

（子ども・若者育成支援推進本部長）

**第二十九条** 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（子ども・若者育成支援推進副本部長）

**第三十条** 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（子ども・若者育成支援推進本部員）

**第三十一条** 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣

## 六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二一年一二月政令二八〇号により、平成二二・四・一から施行]

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 6 第42回富士市世論調査結果

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

本調査は、富士市の「青少年の健全育成」について、市民の意識・評価・要望などを把握することを目的とした。

#### ② 調査の内容

富士市の「青少年の健全育成」について

#### ③ 調査の設計

- ・調査地域 富士市全域
- ・調査対象 富士市在住の満 20 歳以上 80 歳未満の男女
- ・標本数 3,000 人
- ・抽出方法 住民基本台帳から等間隔無作為抽出
- ・調査方法 郵送調査
- ・調査期間 平成 25 年 6 月 14 日～7 月 1 日
- ・調査機関 株式会社トムス

#### ④ 回収結果

- ・発送数 3,000 人 (100.0%)
- ・回収数 1,753 人 (58.4%)
- ・有効回収数 1,750 人 (58.3%)

※有効回収数は、回収したが記入のない(または少ない)調査票を除いて集計した数。

## ⑤ 地区別回収率

居住地区	発送数(人)	有効回収数(人)	回収率(%)
吉原	148	73	49.3
伝法	153	94	61.4
今泉	158	102	64.6
神戸	39	25	64.1
広見	136	73	53.7
青葉台	94	36	38.3
大淵	164	125	76.2
富士見台	73	40	54.8
原田	73	42	57.5
吉永	93	52	55.9
吉永北	40	21	52.5
須津	146	81	55.5
浮島	19	12	63.2
元吉原	85	46	54.1
富士駅北	139	58	41.7
富士北	104	66	63.5
富士駅南	136	92	67.6
田子浦	173	103	59.5
富士南	220	118	53.6
岩松	115	86	74.8
岩松北	117	36	30.8
鷹岡	147	92	62.6
丘	144	67	46.5
天間	98	61	62.2
富士川	102	64	62.7
松野	84	49	58.3
わからない	-	5	-
無回答	-	31	-
合計	3,000	1,750	58.3

### 調査結果を読む際の注意事項

- 比率はすべて百分比であらわし、小数点以下第2位を四捨五入している。このため百分比の合計が100%にならないことがある。
- 基準となるべき調査数は、Nまたは調査数と表示しており、回答比率はこれを100%として算出した。
- 質問の終わりに(M. A.)とあるのは、一人の対象者が2つ以上の回答をしてもよい設問であり、その百分比の合計は100%を超える場合がある。  
(M. A. =Multiple Answerの略)
- 分析の軸として用いたライフステージは、次のように分類している。

独身期	20~30代の未婚者
家族形成期	第一子が未就学児、または40歳未満の夫妻のみ
家族成長前期	第一子が小・中学生
家族成長後期	第一子が高校・大学生 (大学生・短大生・専門学校生・浪人生を含む)
家族成熟期	第一子が学校教育終了
老齢期	60歳以上の人

※ 家族形成期～家族成熟期の子どものいる人は、いずれも60歳未満の人とした。

40代・50代の未婚者、40代・50代の夫婦のみなど、分類されていない層がある。

- この調査は、等間隔抽出法により対象者を抽出したので、標本誤差は次式で近似できる。

$$\epsilon = \sqrt{\frac{P(1-P)}{n}}$$

$\epsilon$  : 標本誤差  
 $n$  : 標本の大きさ  
 $P$  : 回答比率

回答者総数(1,750人)を100%とする質問で、ある回答選択肢に対する回答比率が50%であるとすると、母集団(20歳以上の富士市民全体)の回答比率は47.5%～52.5%の間であると推定される。

回答比率	標本誤差
50%	± 2.4%
60%または40%	± 2.3%
70%または30%	± 2.2%
80%または20%	± 1.9%
90%または10%	± 1.4%

## (2) 調査対象者の属性

## ① 性別

全 体	1,750 人	100%
1 男性	743 人	42.5%
2 女性	956 人	54.6%
無回答	51 人	2.9%

## ② 年齢

全 体	1,750 人	100%
1 20代	160 人	9.1%
2 30代	242 人	13.8%
3 40代	298 人	17.0%
4 50代	336 人	19.2%
5 60代	405 人	23.1%
6 70歳以上	287 人	16.4%
無回答	22 人	1.3%

## ③ 職業

全 体	1,750 人	100%
1 農林漁業	27 人	1.5%
2 自営業	130 人	7.4%
3 経営・管理職	44 人	2.5%
4 事務職	186 人	10.6%
5 専門・技術職	190 人	10.9%
6 作業・技能職	270 人	15.4%
7 販売・サービス業	173 人	9.9%
8 保安職	14 人	0.8%
9 家事専業(主婦など)	336 人	19.2%
10 学生	22 人	1.3%
11 無職	287 人	16.4%
12 その他	14 人	0.8%
無回答	57 人	3.3%

## ④ 通勤地（通学地）

全 体	1,127 人	100%
1 富士市	828 人	73.5%
2 沼津市	69 人	6.1%
3 富士宮市	77 人	6.8%
4 静岡市	52 人	4.6%
5 その他の県内	22 人	2.0%
6 県外	33 人	2.9%
無回答	46 人	4.1%

## ⑤ 通勤地（通学地）への交通手段

全 体	1,127 人	100%
1 自家用車	775 人	68.8%
2 鉄道	66 人	5.9%
3 バス	5 人	0.4%
4 バイク	23 人	2.0%
5 自転車	59 人	5.2%
6 徒歩	64 人	5.7%
7 その他	7 人	0.6%
8 なし(在宅勤務など)	80 人	7.1%
無回答	48 人	4.3%

## ⑥ 家族構成

全 体	1,750 人	100%
1 ひとり暮らし	119 人	6.8%
2 夫妻だけ	363 人	20.7%
3 親と子ども(2世代)	860 人	49.1%
4 親と子どもと祖父母(3世代)	330 人	18.9%
5 その他	55 人	3.1%
無回答	23 人	1.3%

## ⑦ 住居形態

全 体	1,750 人	100%
1 持ち家	1,437 人	82.1%
2 民営の借家(賃貸マンション・アパートなど)	227 人	13.0%
3 公営住宅・雇用促進住宅	33 人	1.9%
4 社宅・寮・官舎	16 人	0.9%
5 その他	16 人	0.9%
無回答	21 人	1.2%

## ⑧ 居住地区

全 体	1,750 人	100%
1 吉原	73 人	4.2%
2 伝法	94 人	5.4%
3 今泉	102 人	5.8%
4 神戸	25 人	1.4%
5 広見	73 人	4.2%
6 青葉台	36 人	2.1%
7 大淵	125 人	7.1%
8 富士見台	40 人	2.3%
9 原田	42 人	2.4%
10 吉永	52 人	3.0%
11 吉永北	21 人	1.2%
12 須津	81 人	4.6%
13 浮島	12 人	0.7%
14 元吉原	46 人	2.6%

15 富士駅北	58 人	3.3%
16 富士北	66 人	3.8%
17 富士駅南	92 人	5.3%
18 田子浦	103 人	5.9%
19 富士南	118 人	6.7%
20 岩松	86 人	4.9%
21 岩松北	36 人	2.1%
22 鷺岡	92 人	5.3%
23 丘	67 人	3.8%
24 天間	61 人	3.5%
25 富士川	64 人	3.7%
26 松野	49 人	2.8%
27 わからない	5 人	0.3%
無回答	31 人	1.8%

## ⑨ 富士市（旧富士川町含む）の居住年数

全 体	1,750 人	100%
1 2年以下	32 人	1.8%
2 3~4年	51 人	2.9%
3 5~9年	71 人	4.1%
4 10~19年	163 人	9.3%
5 20~29年	299 人	17.1%
6 30年以上	1,114 人	63.7%
無回答	20 人	1.1%

## ⑩ 未・既婚

全 体	1,750 人	100%
1 結婚している	1,269 人	72.5%
2 結婚していない	263 人	15.0%
3 結婚後に離婚または死別	182 人	10.4%
無回答	36 人	2.1%

## ⑪ 一番上の子どもの年ごろ

全 体	1,750 人	100%
1 子どもはない	370 人	21.1%
2 未就学児(小学校入学前)	114 人	6.5%
3 小学生	121 人	6.9%
4 中学生	64 人	3.7%
5 高校生・予備校生・大学受験生	59 人	3.4%
6 短大・高専・大学・大学院・専門学校などの学生	65 人	3.7%
7 社会人	908 人	51.9%
無回答	49 人	2.8%

## ⑫ ライフステージ

全 体	1,750 人	100%
1 独身期	156 人	8.9%
2 家族形成期	156 人	8.9%
3 家族成長前期	180 人	10.3%
4 家族成長後期	117 人	6.7%
5 家族成熟期	287 人	16.4%
6 老齢期	692 人	39.5%
7 未分類	162 人	9.3%

## ⑬ 情報収集手段

(M. A.)

全 体	1,750 人	100%
1 新聞	1,409 人	80.5%
2 テレビ	1,685 人	96.3%
3 ラジオ	755 人	43.1%
4 インターネット	1,114 人	63.7%
5 ファクシミリ(FAX)	495 人	28.3%
6 携帯電話	1,204 人	68.8%
7 その他	34 人	1.9%
無回答	17 人	1.0%

## ⑭ 富士市に関する情報源

(M. A.)

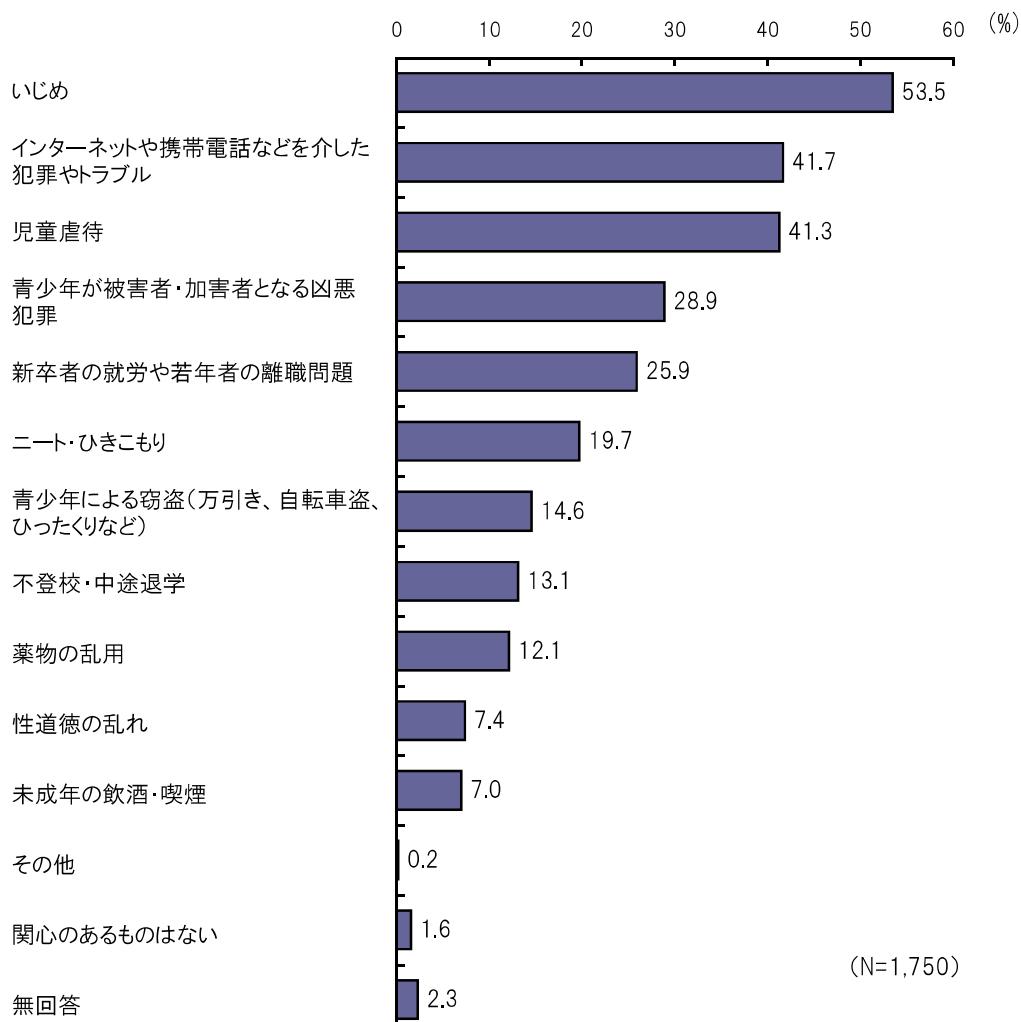
全 体	1,750 人	100%
1 広報紙(広報ふじ)	1,540 人	88.0%
2 市民暮らしのカレンダー	619 人	35.4%
3 チラシ・ポスター	366 人	20.9%
4 新聞	507 人	29.0%
5 テレビ	264 人	15.1%
6 ラジオ	53 人	3.0%
7 市議会議員や市職員を通じて	29 人	1.7%
8 知人・友人・家族	270 人	15.4%
9 町内会の会合・回覧板	838 人	47.9%
10 ケーブルテレビ「ふじ広報室」	59 人	3.4%
11 富士市コールセンター「おしえてコールふじ」	6 人	0.3%
12 コミュニティエフエム放送 Radio-f 「富士市インフォメーション」	52 人	3.0%
13 富士市ウェブサイト・モバイルサイト	68 人	3.9%
14 富士市メールマガジン「かぐやひめーる・ふじ」	8 人	0.5%
15 富士市公式 Twitter (ツイッター)	5 人	0.3%
16 富士市公式 Facebook(フェイスブック)	8 人	0.5%
17 その他	10 人	0.6%
18 わからない	17 人	1.0%
無回答	19 人	1.1%

## (3) 調査結果

## 青少年の健全育成について

問10 青少年に関する問題として、あなたが関心のあるものを次の中から3つ以内で選んでください。

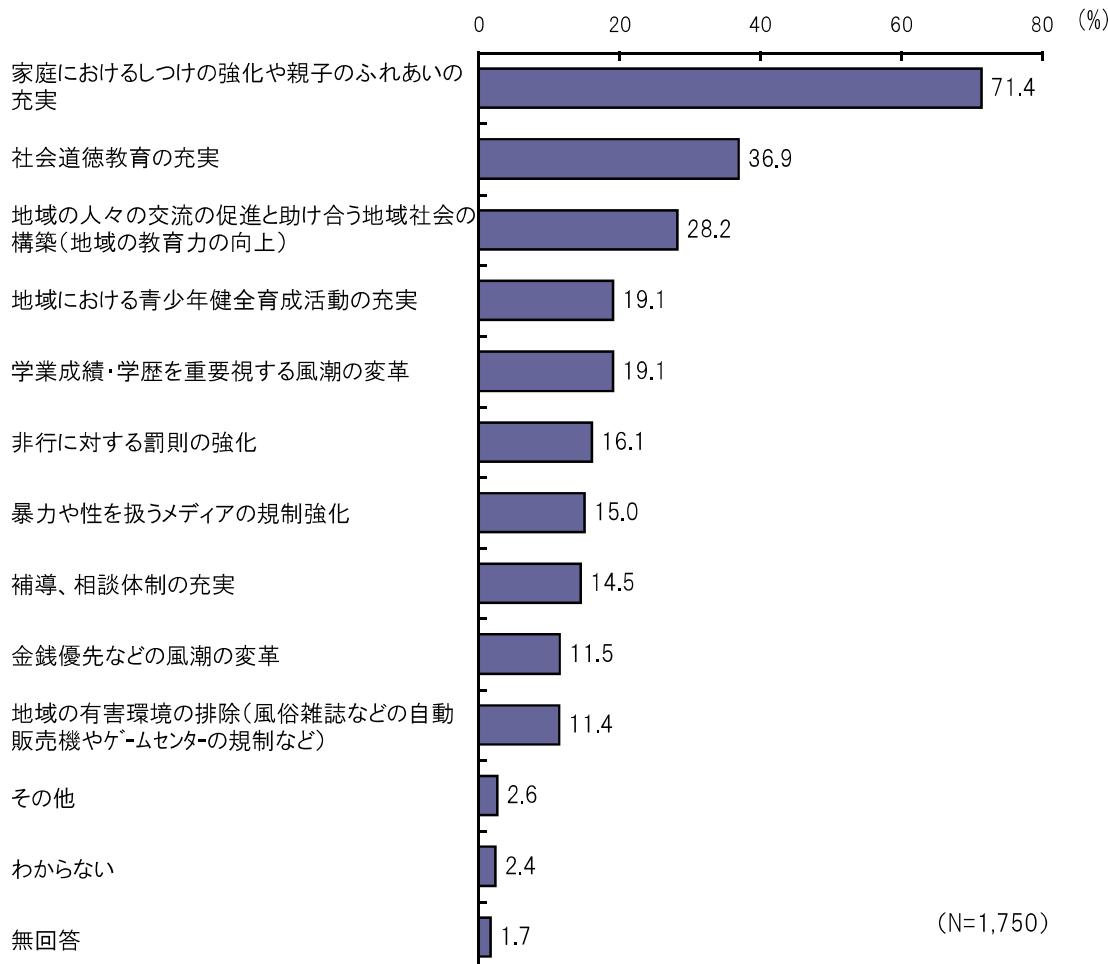
(M. A.)



青少年問題についての関心事について尋ねたところ、「いじめ」が 53.5%で最も高く、次いで「インターネットや携帯電話などを介した犯罪やトラブル」が 41.7%、「児童虐待」が 41.3%と続く。

年代別でみると、「いじめ」「インターネットや携帯電話などを介した犯罪やトラブル」「児童虐待」については、年代を問わずトップ3に入っており、いずれも概ね4割を超えており、「新卒者の就労や若年者の離職問題」および「ニート・ひきこもり」については、特に 50 代において、他の年代と比較して高くなっている。

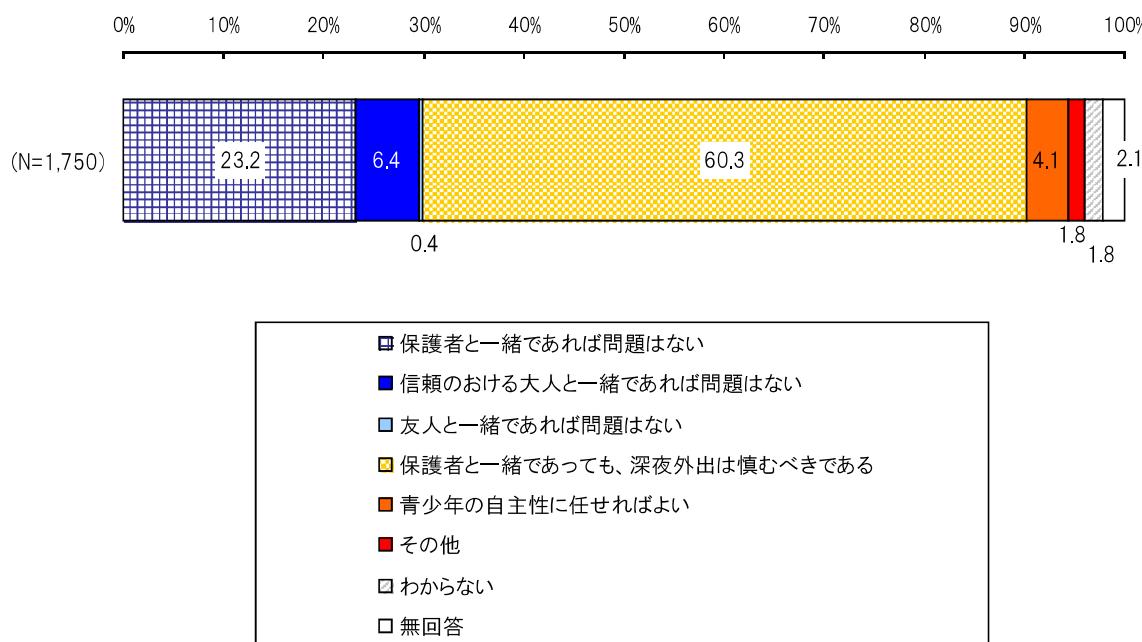
問11 青少年の健全育成を進める上で重要なことは、どのようなことだと思いますか。あなたの考えに近いものを、次のなかから3つ以内で選んでください。 (M. A.)



青少年の健全育成を進める上で重要なことについて尋ねたところ、「家庭におけるしつけの強化や親子のふれあいの充実」が 71.4% と突出して高くなっている。次いで「社会道徳教育の充実」が 36.9%、「地域の人々の交流の促進と助け合う地域社会の構築 (地域の教育力の向上)」が 28.2% と続いている。

年代別でみると、すべての年代において、「家庭におけるしつけの強化や親子のふれあいの充実」が 6 割以上と高くなっている。

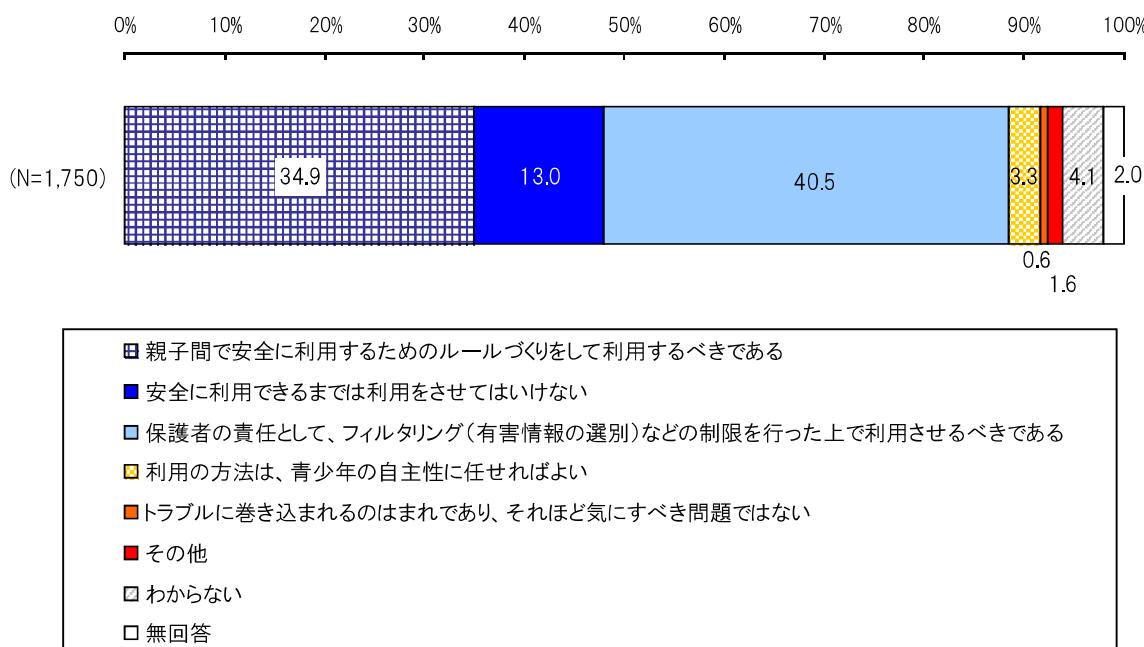
問12 18歳未満の青少年が深夜（23時以降）に外出することについて、どのように考えますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。



18歳未満の青少年による深夜外出についての考えを尋ねたところ、「保護者と一緒にあっても、深夜外出は慎むべきである」が60.3%で高い割合を占めている。次いで「保護者と一緒にあれば問題はない」が23.2%となっている。

年代別でみると、いずれの年代も「保護者と一緒にあっても、深夜外出は慎むべきである」が最も高い割合を占めており、年代が低いほど「保護者と一緒にあれば問題はない」の割合が高くなっている。

問13 近年、青少年がインターネットの利用によってさまざまな犯罪やトラブルに巻き込まれることが問題となっていますが、あなたはこの問題についてどのように考えますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。



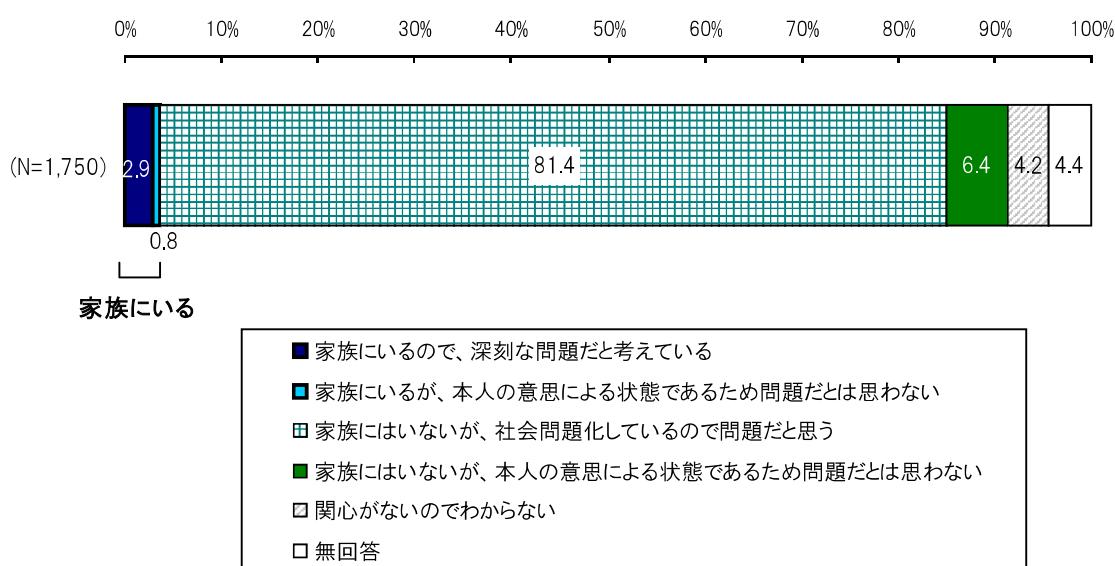
青少年のインターネット利用による犯罪・トラブルについての考え方について尋ねたところ、「保護者の責任として、フィルタリング（有害情報の選別）などの制限を行った上で利用させるべきである」が40.5%と最も高く、次いで「親子間で安全に利用するためのルールづくりをして利用するべきである」が34.9%、「安全に利用できるまでは利用をさせてはいけない」が13.0%と続き、この問題に対する対策の必要性を支持する人は9割近くを占めている。

年代別でみると、特に子育て世代の30～50代では「保護者の責任として、フィルタリング（有害情報の選別）などの制限を行った上で利用させるべきである」が約5割と高い割合を占めている。60代以上では「親子間で安全に利用するためのルールづくりをして利用するべきである」が高くなっている。

ひきこもり：仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。時々は買い物などで外出することもあるという場合も「ひきこもり」に含める。(厚生労働省)

ニート：年齢15～34歳の非労働力人口（仕事と就職活動をしていない人）のうち、家事も通学もしていない人（厚生労働省）

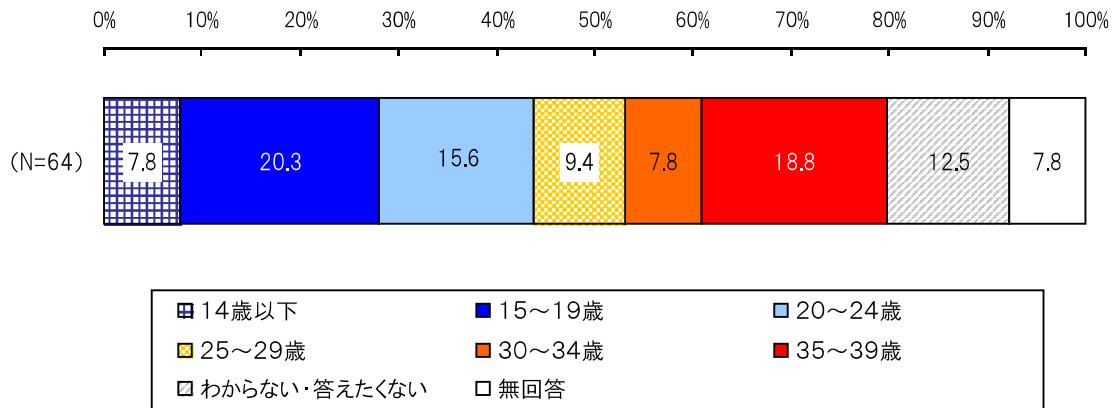
問14 青少年の「ひきこもり」問題について、あなたはどのように考えますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。



青少年の「ひきこもり」問題についての考えを尋ねたところ、「家族にはいないが、社会問題化しているので問題だと思う」が81.4%を占めている。「家族にいるので、深刻な問題だと考えている」と「家族にいるが、本人の意思による状態であるため問題だとは思わない」を合わせた、家族に「ひきこもり」の青少年がいる人の割合は3.7%となっている。

[ 問 14 で 1 または 2 に○をつけた人に（家族に「ひきこもり」の青少年がいる人に）]

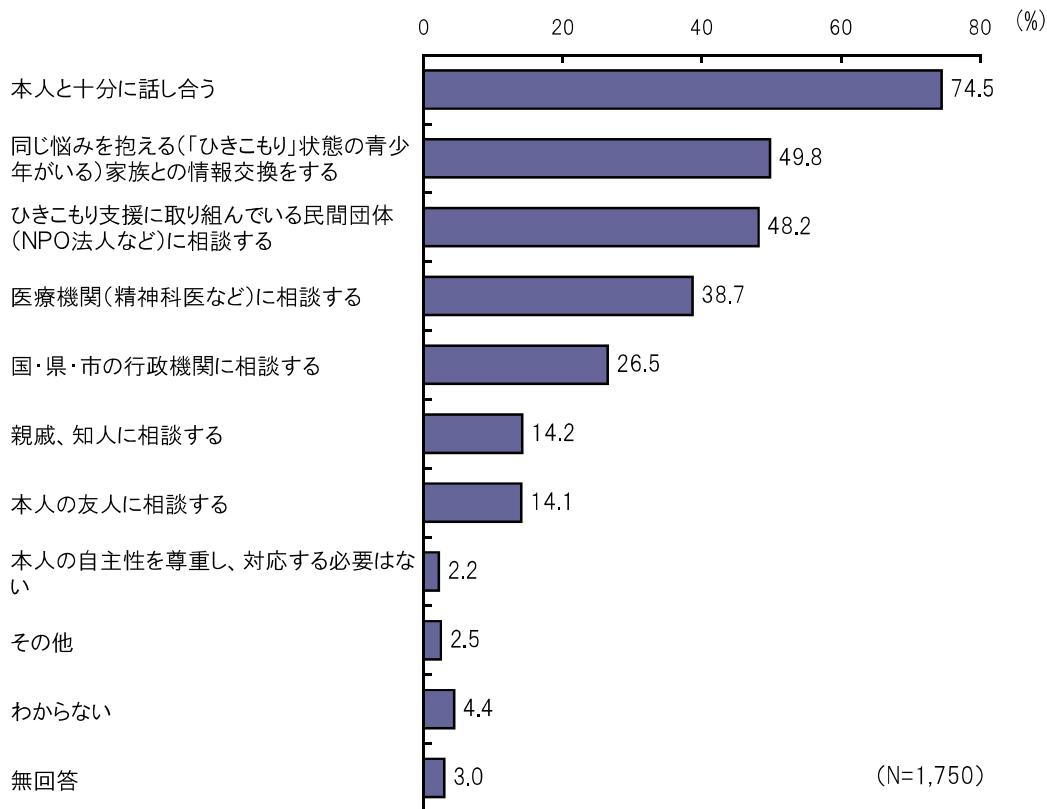
問 14-1 「ひきこもり」の状態にある青少年の年齢層は次のうちどれですか。次の中から当てはまるものを1つだけ選んでください。



問 14 で家族に「ひきこもり」の青少年がいると答えた人に、「ひきこもり」状態にある青少年の年齢層を尋ねたところ、「15~19歳」が 20.3%と最も高く、次いで「35~39歳」が 18.8%、「20~24歳」が 15.6%となっている。

問15 もし、家族に「ひきこもり」状態の青少年がいるとしたら、家族としてどのように対応・支援したらよいと考えますか。次の中から当てはまるものをすべて選んでください。

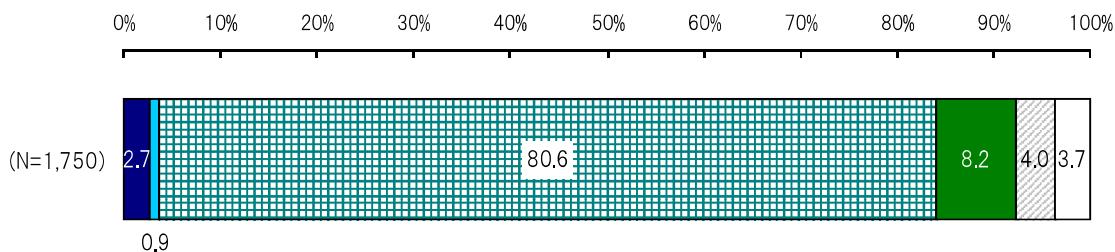
(M. A.)



「ひきこもり」状態の青少年に対する家族の対応・支援についての考えを尋ねたところ、「本人と十分に話し合う」が 74.5% と突出して高くなっている。次いで「同じ悩みを抱える（「ひきこもり」状態の青少年がいる）家族との情報交換をする」が 49.8%、「ひきこもり支援に取り組んでいる民間団体（NPO法人など）に相談する」が 48.2% と続き、「国・県・市の行政機関に相談する」は 26.5% となっている。

年代別でみると、「国・県・市の行政機関に相談する」は年代が上がるにつれて高くなっている。

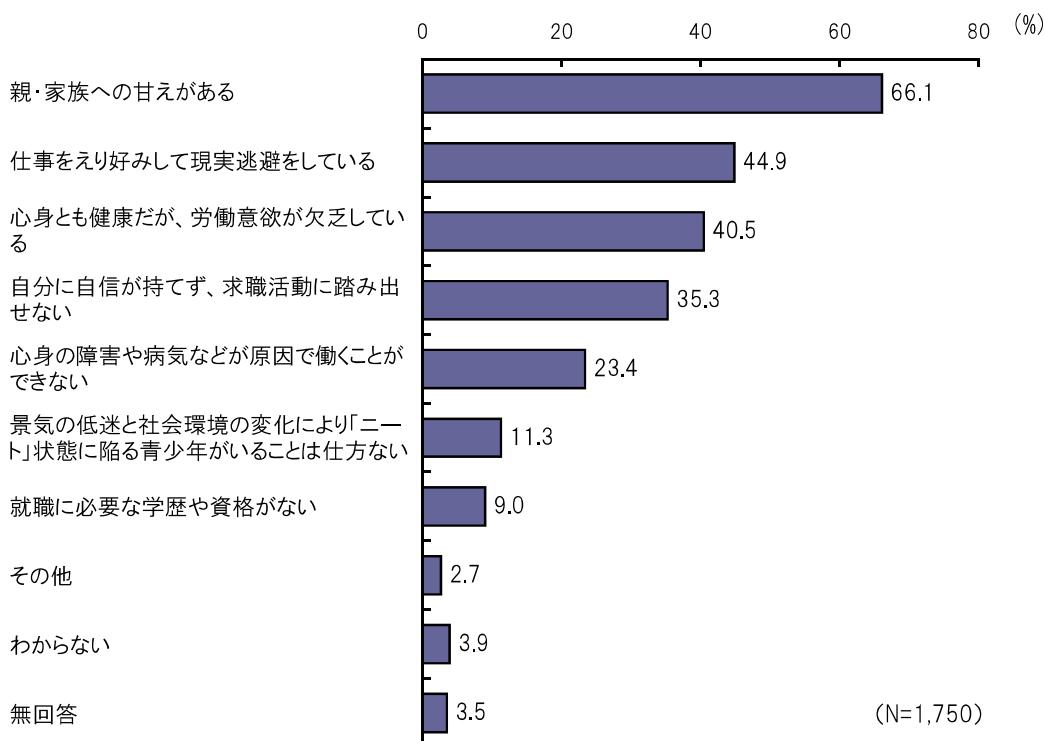
問16 青少年の「ニート」問題について、あなたはどのように考えますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。



- 家族にいるので、深刻な問題だと考えている
- 家族にいるが、本人の意思による状態であるため問題だとは思わない
- 家族にはいないが、社会問題化しているので問題だと思う
- 家族にはいないが、本人の意思による状態であるため問題だとは思わない
- 関心がないのでわからない
- 無回答

青少年の「ニート」問題についての考え方尋ねたところ、「家族にはいないが、社会問題化しているので問題だと思う」が 80.6% を占めている。「家族にいるので、深刻な問題だと考えている」と「家族にいるが、本人の意思による状態であるため問題だとは思わない」を合わせた、家族に「ニート」の青少年がいる人の割合は 3.6% となっている。

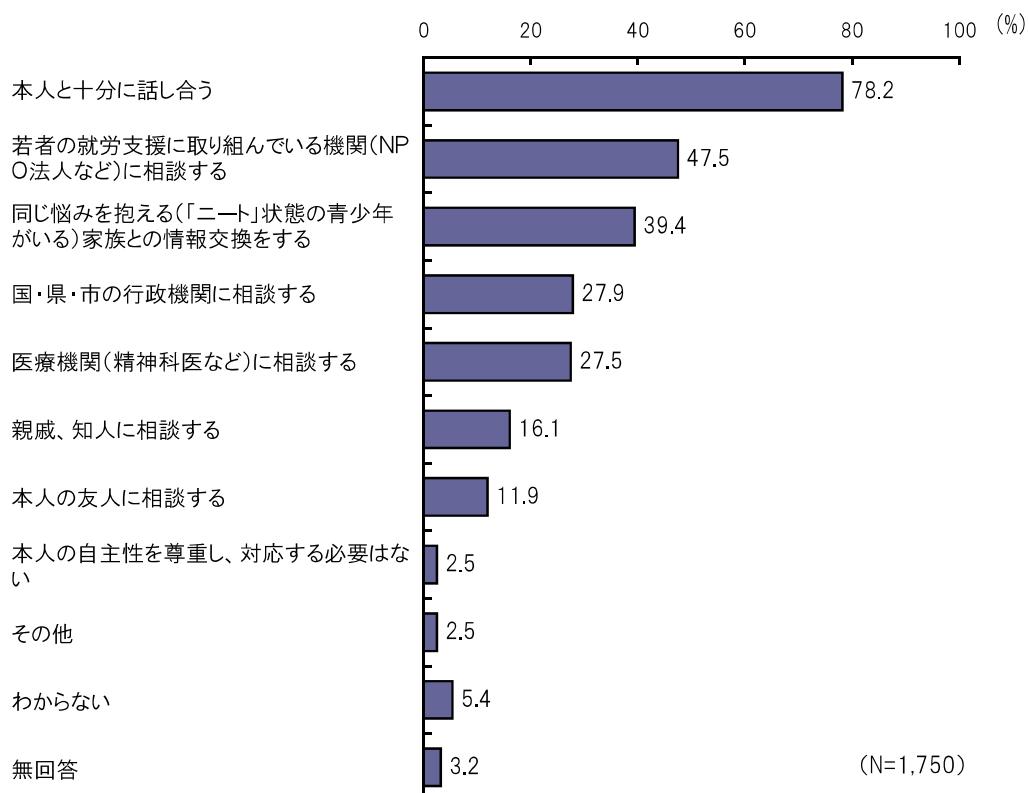
問17 「ニート」の状態にある青少年について、あなたはどのように考えていますか。あなたの考えに近いものを、次の中から3つ以内で選んでください。 (M. A.)



「ニート」状態にある青少年についての考え方尋ねたところ、「親・家族への甘えがある」が 66.1% と最も高く、次いで「仕事をえり好みして現実逃避をしている」が 44.9%、「心身とも健康だが、労働意欲が欠乏している」が 40.5% と続いている。

年代別でみると、20~40代では「仕事をえり好みして現実逃避をしている」が 5割を超える、50代以上の年代に比べて高くなっている。

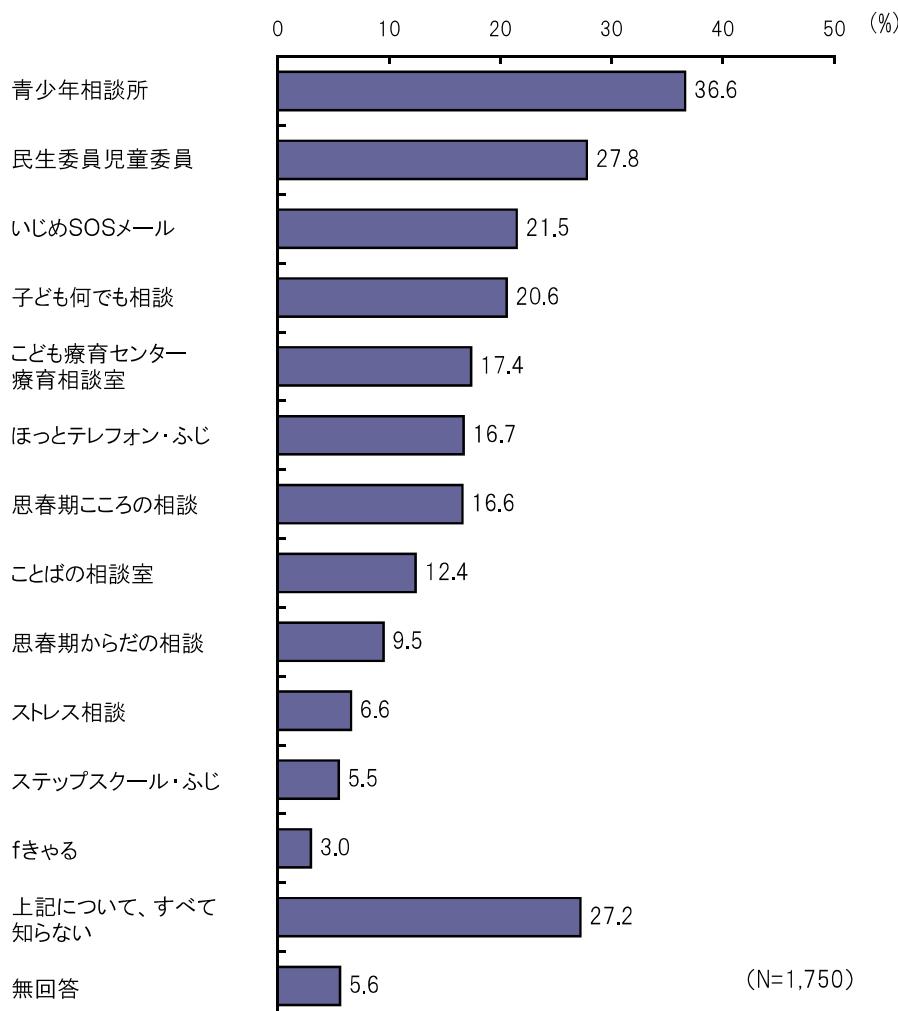
問18 もし、家族に「ニート」状態の青少年がいるとしたら、家族としてどのように対応・支援したらよいと考えますか。次の中から当てはまるものをすべて選んでください。(M. A.)



「ニート」状態の青少年に対する家族の対応・支援についての考えを尋ねたところ、「本人と十分に話し合う」が 78.2% と突出して高く、次いで「若者の就労支援に取り組んでいる機関 (NPO 法人など) に相談する」が 47.5%、「同じ悩みを抱える (「ニート」状態の青少年がいる) 家族との情報交換をする」が 39.4% と続いている。

年代別でみると、「国・県・市の行政機関に相談する」は年代が上がるにつれて高い数値となっている。

問19 富士市では、青少年が抱える問題を解決するため、次のような取り組みをしています。次の中から、あなたが知っているものをすべて選んでください。 (M. A.)

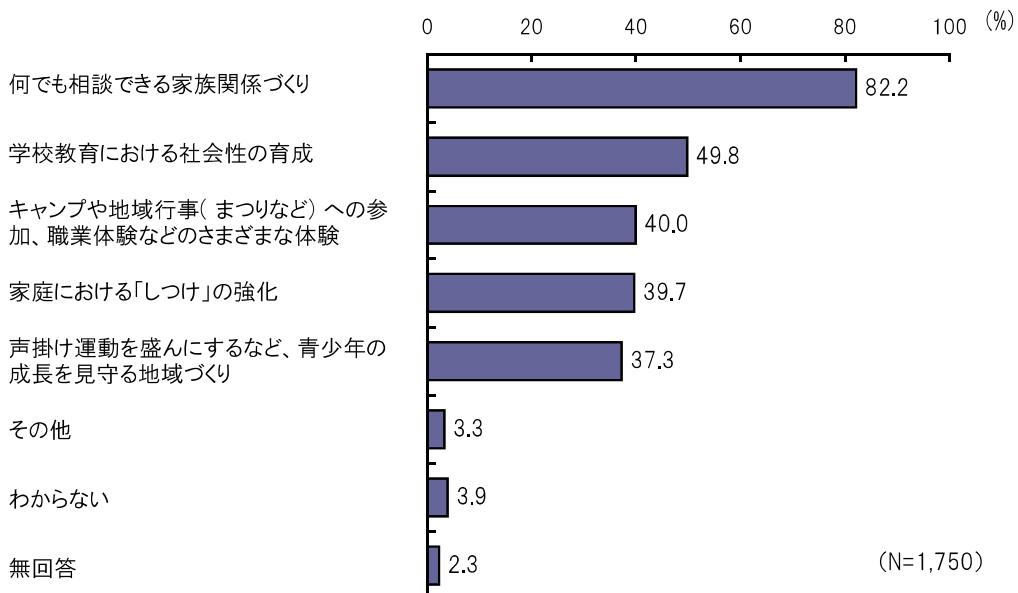


市における青少年問題への取り組みについて、それらの認知状況を尋ねてみると、「青少年相談所」が 36.6%と最も高く、次いで「民生委員児童委員」が 27.8%、「いじめSOSメール」が 21.5%と続く。一方で、「上記について、すべて知らない」と回答した人は 27.2%となっている。

年代別でみると、「青少年相談所」については 50 代、60 代で4割以上と高くなっている。「民生委員児童委員」については年代が上がるほど高く、60 代では 42.0%の認知率となっている。小・中学生、高校生の親世代である 40 代では「いじめSOSメール」「ほっとテレフォン・ふじ」「思春期こころの相談」が、他の年代と比較して高くなっている。一方で、「上記について、すべて知らない」は 20~40 代で高い数値となっている。

問20 青少年が「不登校」や「ひきこもり」、「ニート」などの状態に陥らないためには、どのようなことが必要であると考えますか。次の中から当てはまるものをすべて選んでください。

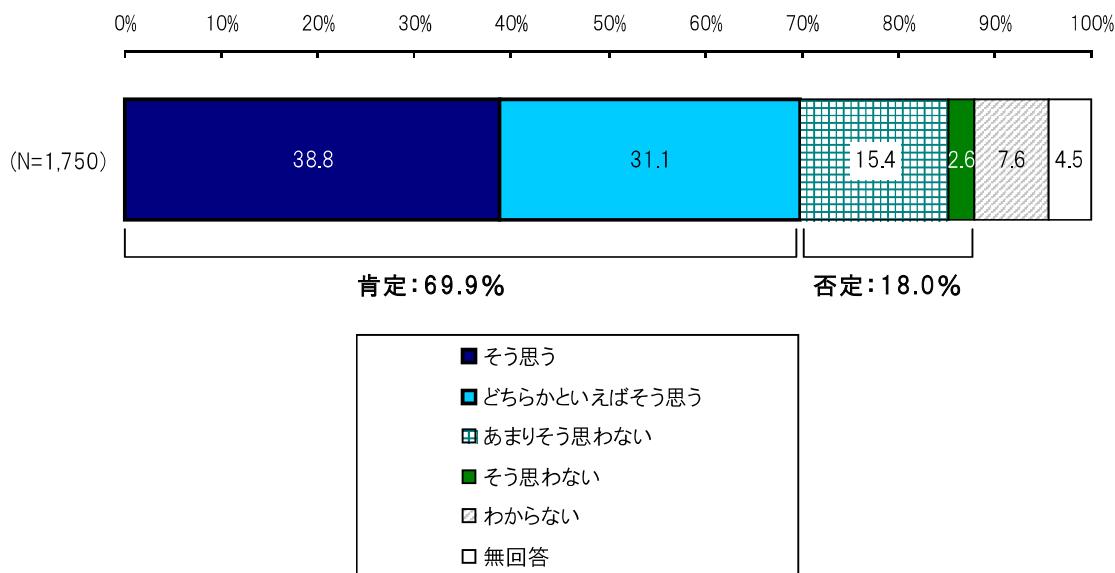
(M. A.)



青少年が「不登校」「ひきこもり」「ニート」に陥らないために必要なことを尋ねたところ、「何でも相談できる家族関係づくり」が 82.2%と最も高くなっている。次いで「学校教育における社会性の育成」が 49.8%と続く。

年代別でみると、「声掛け運動を盛んにするなど、青少年の成長を見守る地域づくり」は年代が上がるほど高くなり、60代では 45.7%、70歳以上では 48.1%となっている。

問 21 キャンプ、地域行事（まつりなど）への参加など、多くの人とかかわりながらの体験は、「社会を生き抜く力」を養う効果があると言われていますが、あなたはどのように思いますか。  
次の中から当てはまるものを1つだけ選んでください。



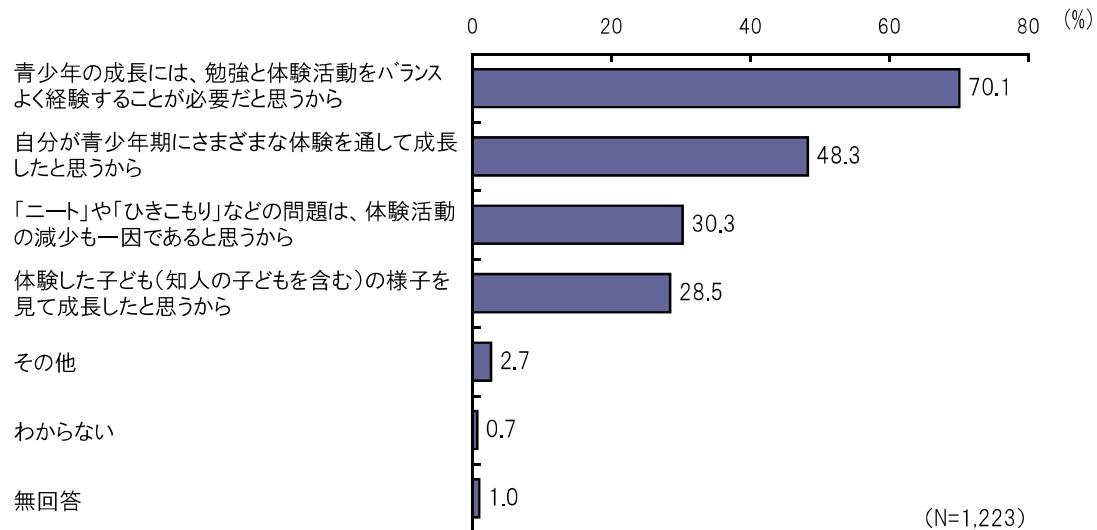
キャンプや地域行事への参加など、人とかかわる体験活動の「社会を生き抜く力」を養う効果についての賛否を尋ねたところ、「そう思う」が 38.8%、「どちらかといえばそう思う」が 31.1%と、この 2 項目を合わせた肯定的な人は 69.9%を占める。一方、「あまりそう思わない」が 15.4%、「そう思わない」が 2.6%とこの 2 項目を合わせた否定的な人は 18.0%となっている。

性別、年代別問わず、肯定的な人が 6 割以上の多数を占めている。

[ 問 21 で 1 または 2 に○をつけた人に（肯定的な人に）]

問 21-1 なぜ、そのように思いますか。次の中から当てはまるものをすべて選んでください。

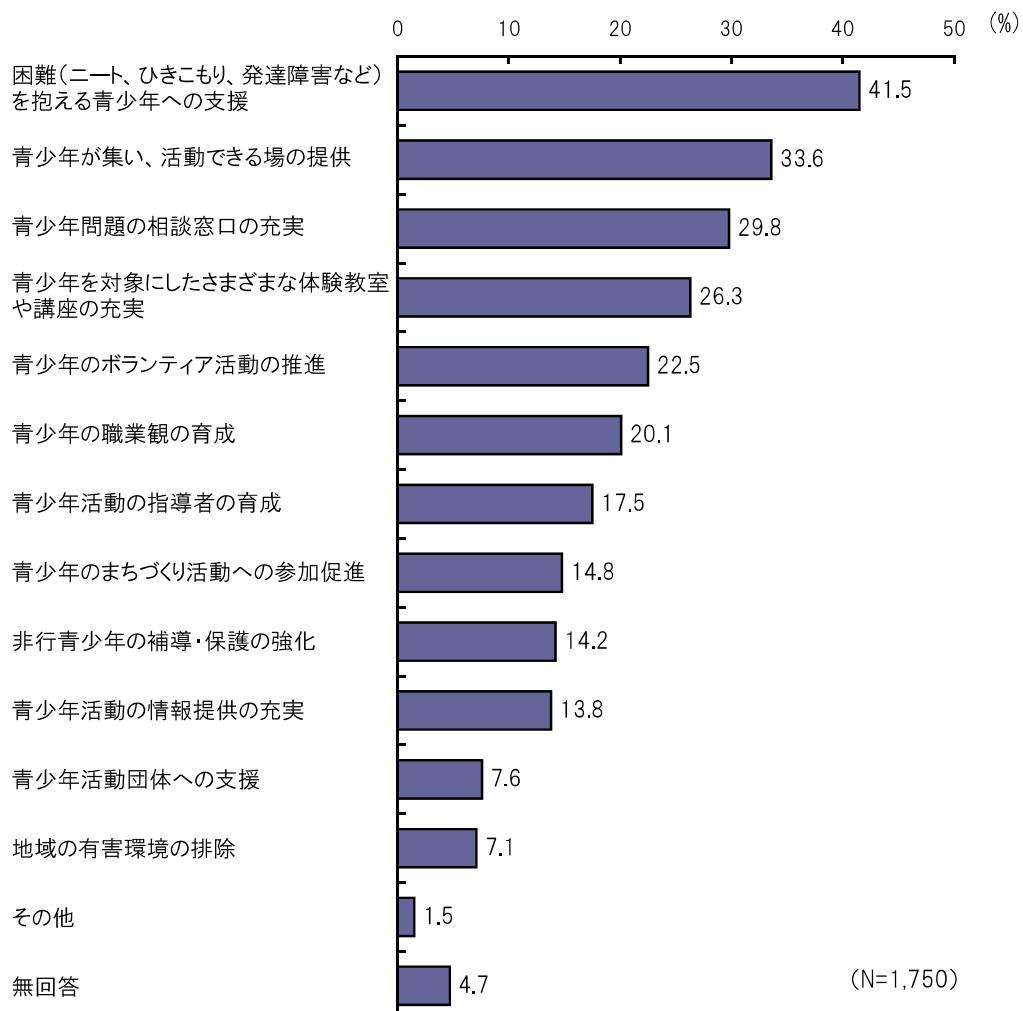
(M. A.)



問 21 で人とかかわる体験活動の効果に肯定的な人にその理由を尋ねたところ、「青少年の成長には、勉強と体験活動をバランスよく経験することが必要だと思うから」が 70.1% と最も高く、次いで「自分が青少年期にさまざまな体験を通して成長したと思うから」 48.3% となっている。

問22 青少年健全育成（困難を抱える子ども・若者支援を含む）のために、あなたが市に望む施策はどのようなものですか。次の中から当てはまるものを3つ以内で選んでください。

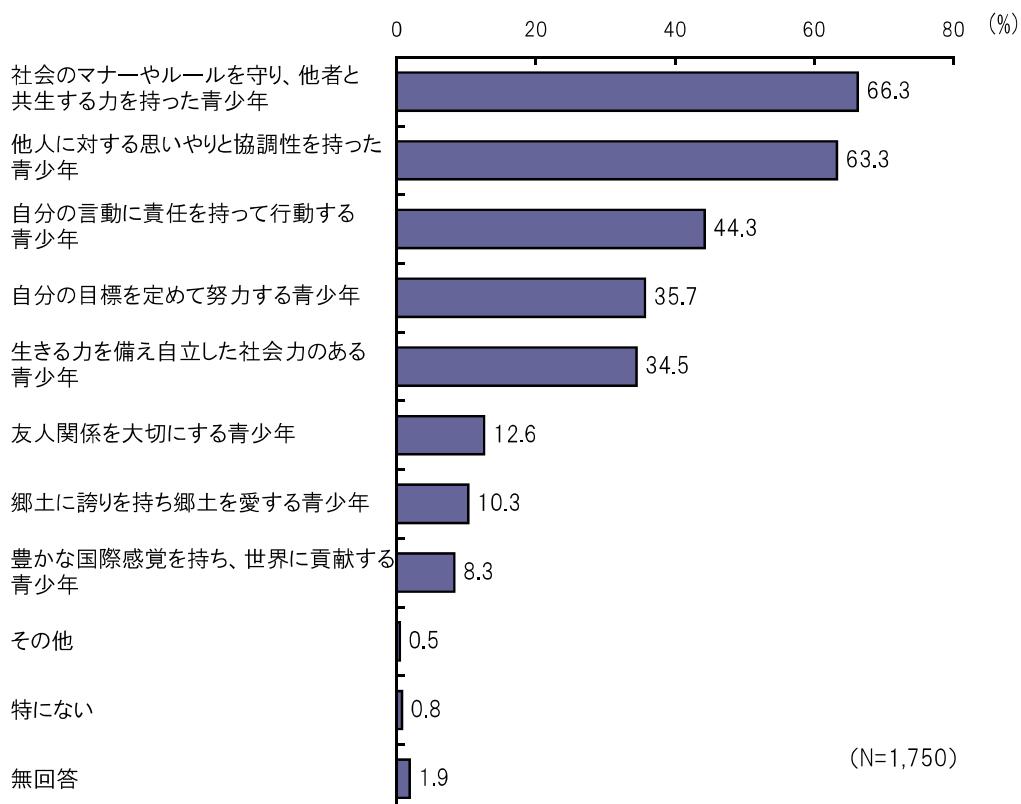
(M. A.)



青少年健全育成について市に望む施策について尋ねたところ、「困難（ニート、ひきこもり、発達障害など）を抱える青少年への支援」が41.5%と最も高く、「青少年が集い、活動できる場の提供」が33.6%、「青少年問題の相談窓口の充実」が29.8%と続く。

年代別でみると、「青少年のボランティア活動の推進」は年代が上がるほど期待する人の割合が高くなっている。一方で、「青少年の職業観の育成」については年代が低くなるにつれて、その割合が高くなっている。

問23 次代の富士市を担う青少年の姿として、あなたが望ましいと思われるものを、次の中から当てはまるものを3つ以内で選んでください。 (M. A.)



次代の富士市を担う青少年の望ましい姿について尋ねたところ、「社会のマナーやルールを守り、他者と共生する力を持った青少年」が 66.3%、「他人に対する思いやりと協調性を持った青少年」が 63.3%と高くなっている。次いで「自分の言動に責任を持って行動する青少年」が 44.3%、「自分の目標を定めて努力する青少年」が 35.7%、「生きる力を備え自立した社会力のある青少年」が 34.5%となっており、共生力や協調性など社会の中における人とのかかわりに関する項目が上位を占めている。

## 7 用語解説

あ

### 新しい公共

行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体（市民・企業等）が公共の担い手としての自覚と責任をもって活動することで、「支え合いと活気がある社会」をつくるという考え方。

か

### キッズジョブ

幼・少年期から労働意識の啓発を目指し、様々な職業体験を通して、子どもたちの職業観・勤労観形成のきっかけづくりを目的として実施するイベント。

### 国際教室

日本語がよく理解できず、学校での授業に支障があったり、日常生活の中で言葉や習慣に不便を感じたりしている外国人児童・生徒のために、理解の程度に応じた指導をしている教室。

### 子どもの貧困率

平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 17 歳以下の子どもの割合。平成 24 年の場合は、世帯の所得が 122 万円未満の未満の子どもの割合。

### 子ども・若者育成支援推進法

総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的として、平成 21 年 7 月 8 日に制定され、平成 22 年 4 月 1 日に公布・施行された法律。

子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう施策の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務が定められている。

### 子ども・若者支援機関マップ

富士市内及び県内にあるニート・ひきこもり・不登校など、困難を抱えて悩んでいる子ども・若者やその家族を支援する機関等の場所や取組について紹介した冊子。

さ

### スクールソーシャルワーカー

学校を拠点に活動し、不登校や家庭内暴力など、子どもたちが日々の生活の中で抱える困難な問題を取り除くために、家庭や地域との橋渡しをしたり、行政や病院をつなげたりという役割を担う者。

## 青年団

日本の各地域に居住する 20~30 歳代の青年男女により組織される団体。全国各地で地域の実状に応じた活動を展開していたが、団数、団員数ともに減少している。

## 総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加でき、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

## 相対的貧困率

O E C D (経済協力開発機構) では、等価可処分所得が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困者としている。相対的貧困率は、単純な購買力よりも国内の所得格差に注目する指標であるため、日本など比較的豊かな先進国でも高い割合が示される。

た

## 適応指導教室

不登校の児童・生徒に場所と時間を提供し、集団生活やカウンセリングを通して、自立性や社会性を高めることにより、学校復帰を目指すことを目的とする教室。

な

## ニート

年齢 15 歳から 34 歳の非労働力人口（仕事と就職活動をしていない人）のうち、家事も通学もしていない人。（厚生労働省）

## ノーマライゼーション

障害者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方、またそれに向けた運動や施策など。

は

## ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態の者。

## 富士市教育振興基本計画

富士市の教育が目指すべき姿と施策の方向性を示すため、「学び合い 学び続ける『ふじの人』づくり」を基本目標として、平成 23 年 3 月に「第五次富士市総合計画」に合わせて、策定された。

## 富士市青少年問題協議会

富士市青少年問題協議会条例により設置された協議会。青少年が抱える問題を把握し、解決するため、関係行政機関及び関係団体相互の連絡・調整を図ることを目的としている。

## 不登校

年間 30 日以上の長期欠席者のうち、何らかの心理的・情緒的・身体的・社会的要因・背景によって、児童・生徒が登校しない、あるいは登校できない状況。

ま

## マイスターものづくり教室

熟練した技術・技能と優れた人格を持つ“ふじマイスター”が講師となり、子どもたちにものづくりの大切さを伝え、技能・技術への理解を深めるため、学校やまちづくりセンター等で実施する教室。

や

## ユビキタス社会

「いつでも・どこでも・何でも・誰でも」が、コンピューターネットワークをはじめとしたネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。

## 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童等に適切な保護を図るため、地方公共団体が設置する協議会で、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者等の関係者により構成される。

わ

## ワーキングプア

正社員並み、あるいは正社員としてフルタイムで働いても、生活維持が困難、あるいは生活保護の水準にも満たない収入しか得られない就労者の社会層。

英字

## A L T（外国語指導助手）

外国語を母国語とする外国語指導助手。各教育委員会から小学校や中学校・高等学校に配置され、児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に授業を補助する。

## f きゅう（若者のためのキャリアデザイン支援室）

富士市が開設している若者向けの就労支援機関。原則として 15 歳から 40 歳未満までを対象としているが、これに当てはまらない人や本人の家族、在職者からの相談も

受けている。

**N P O（民間非営利組織）**

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。このうち「N P O法人」とは、特定非営利活動促進法（N P O法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

**O E C D（経済協力開発機構）**

加盟国の経済的発展、開発途上国への援助、貿易の拡大などを目的とする国際協力機関。1961年にO E E C（欧州経済協力機構）を改組して、パリに設立され、日本は1964年に加盟した。加盟国は、34ヶ国（2014年3月現在）。



それいけ！ふじまる遊び塾

## 富士市子ども・若者育成支援計画

発行 平成27年3月

編集・発行 富士市教育委員会社会教育課

〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地

TEL 0545-55-2873

FAX 0545-53-8525

E-mail [ky-syakaikyouiku@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:ky-syakaikyouiku@div.city.fuji.shizuoka.jp)

富士市行政資料登録番号 26-47